

土岐市こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
岐阜県 土岐市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画の策定の背景と趣旨	3
2 計画の期間	4
3 計画の法的根拠と位置付け	4
4 こども大綱に沿った計画策定	5
5 SDGs との関連について	6
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	9
1 土岐市のこども・子育てを取り巻く現状	9
2 アンケート調査結果概要	21
第3章 計画の基本理念	37
1 計画の基本理念	37
2 基本的な視点・目指す姿	38
3 施策の体系	39
4 計画の成果指標	40
第4章 子育て関連施策の展開	43
基本目標1 子育てしやすい環境づくり・サービスの充実	43
基本目標2 子育て当事者への支援	46
基本目標3 配慮を必要とするこどもや家庭への支援	48
基本目標4 こどものすべてのライフステージにおける施策の推進	52
第5章 量の見込みと確保方策	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 目標事業量の設定	57
3 量の見込みと確保の内容	60
第6章 教育・保育施設の整備	75
1 施設の状況	75
2 教育・保育施設について	75
3 児童館・児童センターについて	82
第7章 計画の推進体制	87
1 計画の推進に向けて	87
2 計画進捗・評価	87
資料編	91
1 土岐市子ども・子育て会議条例	91
2 土岐市子ども・子育て会議委員等名簿	92
3 策定経過	93



第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定の背景と趣旨

近年、我が国は急速に少子高齢化が進行していますが、高齢者を対象とした社会保障制度に比べて少子化対策は遅れをとっているのが現状です。若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさ、転職率の高止まり傾向等など、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあり、また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

土岐市（以下、「本市」という。）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「守ろう 笑顔 育てよう 豊かなこころ 未来に輝け！ ときっ子 スマイル」を基本理念とした『第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいます。

一方、国の動向をみると、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、あわせて「こども家庭庁」が発足されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。すべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間ににおける少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

本市では、第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や当該計画の進捗状況を踏まえるとともに、こどもの健やかな育ちと保護者の子育て、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境の整備、及び近年社会問題化しているこどもの貧困対策についても総合的に推進していくために、「こども大綱」等に基づき、新たに「土岐市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定することとしました。

本計画に基づき、土岐の未来を担うこどもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境の整備を目指します。

2 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画最終年度までに計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

■ 計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12～
第2期子ども・子育て支援事業計画										
					第1期子ども計画					
										次期計画

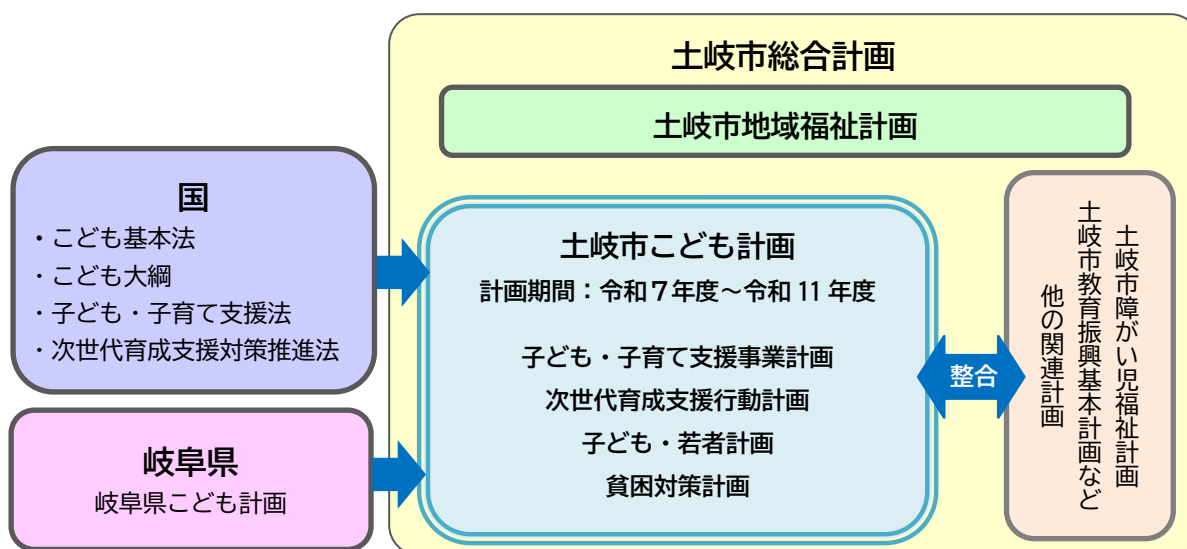
3 計画の法的根拠と位置付け

こども基本法第10条において、「市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める」、「こども計画」は、国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」、その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる」とされています。

本市ではこども施策に関連する計画を一体化し、市民にとって一層分かりやすい計画となるよう策定しました。

また、「土岐市総合計画」を最上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「土岐市地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

■ こども計画と子育てに関連する計画との関係



4 こども大綱に沿った計画策定

(1) こども施策に関する基本的な方針

こども大綱には、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) ライフステージを通したこども施策の推進

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げ、以下の施策に取り組むこととしています。

- ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・こどもの貧困対策
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが求められます。

5 SDGsとの関連について

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12 (2030) 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

本計画においても、SDGs のゴールの達成に向け、推進していきます。

■ SDGs17 の国際目標



■ 本計画と関連性の高い目標

目標1 貧困をなくそう



目標5 ジェンダー平等を実現しよう



目標3 すべての人に健康と福祉を



目標16 平和と公正をすべての人に



目標4 質の高い教育をみんなに



目標17 パートナースhipで目標を達成しよう





第2章

こども・子育てを取り巻く現状

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 土岐市のこども・子育てを取り巻く現状

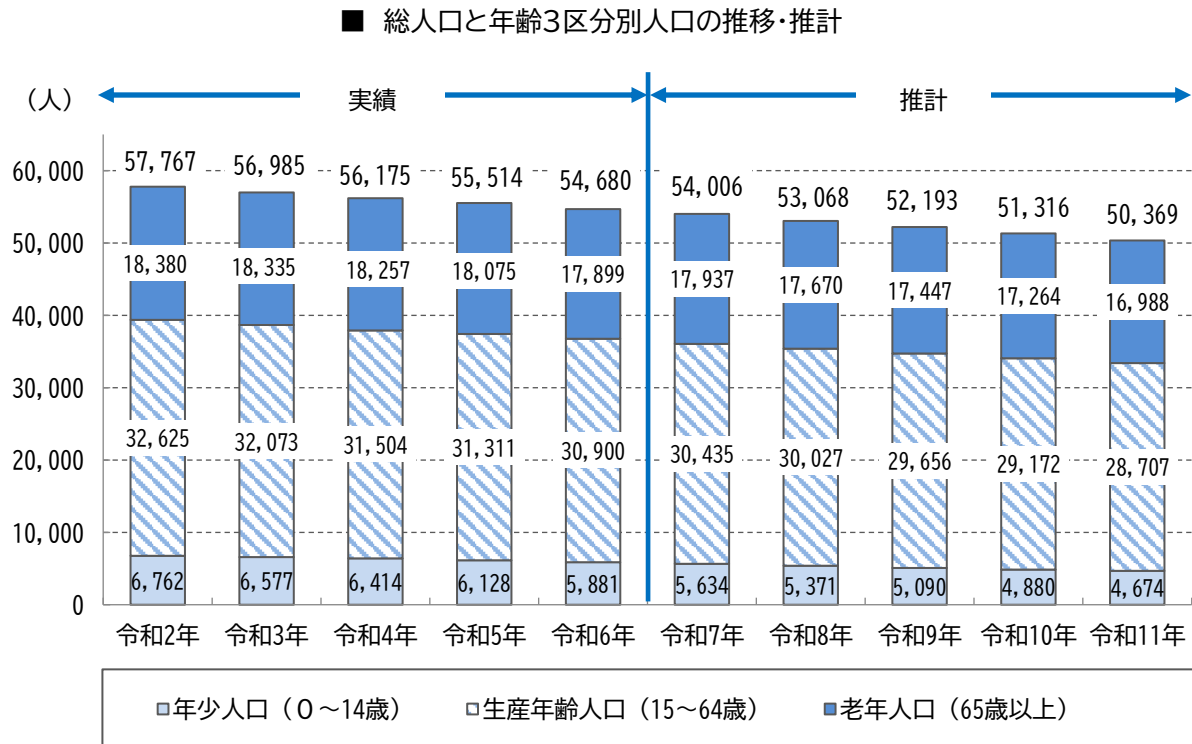
(1)人口・世帯の状況

①総人口・年齢3区分別人口の推移

土岐市の人口は平成8年より減少に転じており、第2期子ども・子育て支援事業計画の開始年である令和2年以降も年々減少しており、令和6年は54,680人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）では令和2年では6,762人でしたが、令和6年では881人減の5,881人、生産年齢人口（15～64歳）では令和2年では32,625人でしたが、令和6年では1,725人減の30,900人となっています。

また、将来推計をみると、令和11年に向けて人口は3区分ともに減少する見込みとなっています。



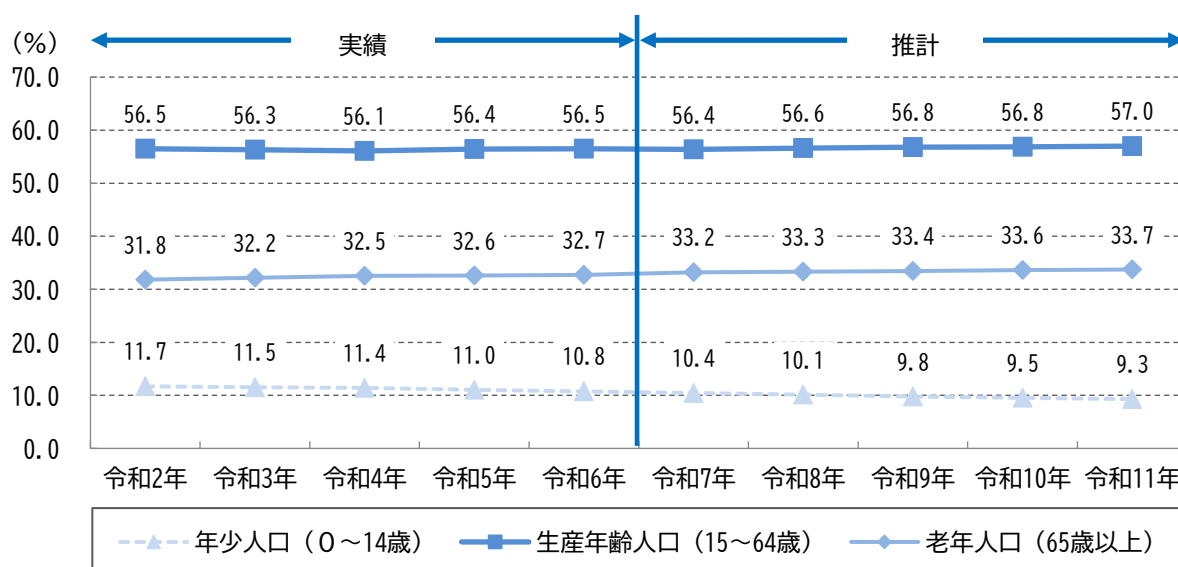
資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法にて算出

②年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は令和2年では11.7%でしたが、令和6年では0.9ポイント減の10.8%となっている一方、生産年齢人口はほぼ横ばい、老年人口は0.9ポイント増となっています。

今後、令和11年度に向けて同様の傾向が続くと推計されます。

■ 年齢3区分別人口割合の推移・推計

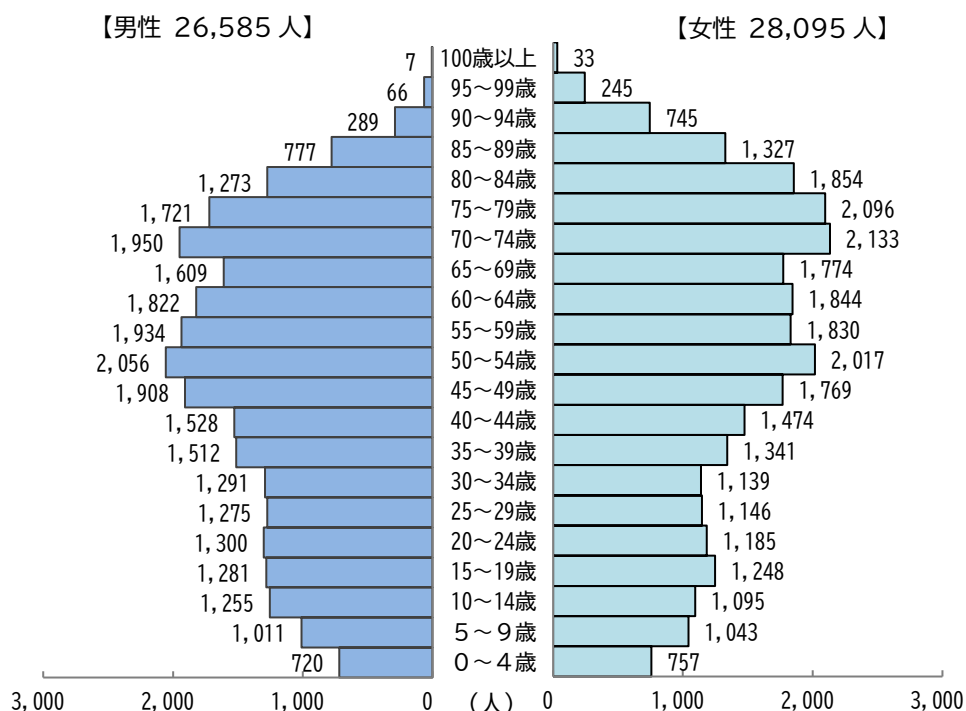


資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

③人口ピラミッド

令和6年3月31日現在の人口を年齢5歳階級別の人口ピラミッドでみると、男性では50～54歳の人口が、女性では70～74歳の人口が最も多くなっています。

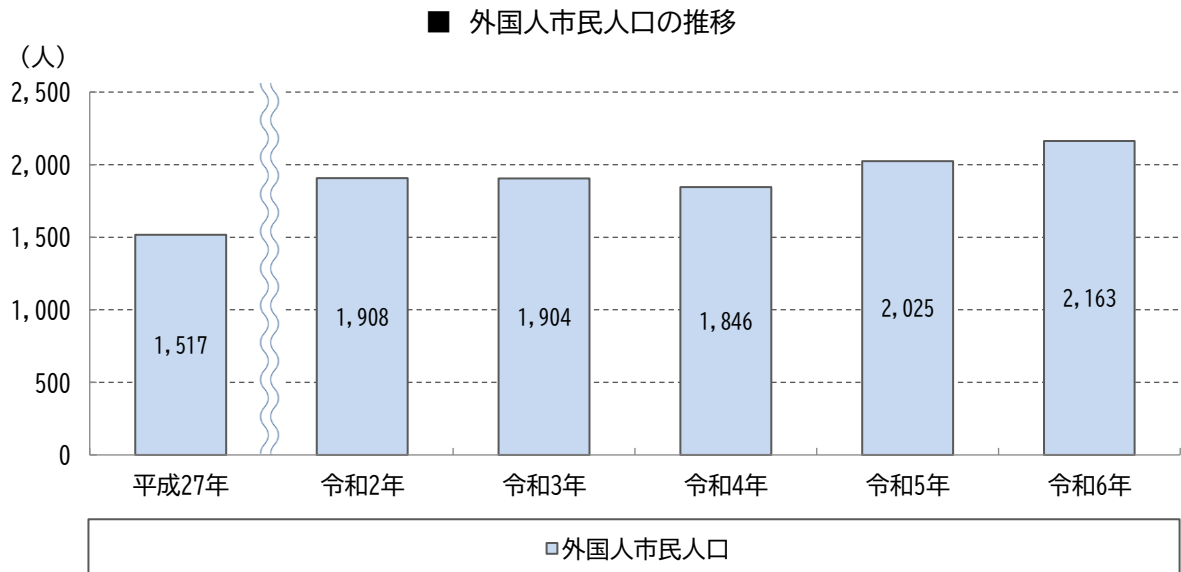
■ 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年3月31日現在）

④外国人市民人口の推移

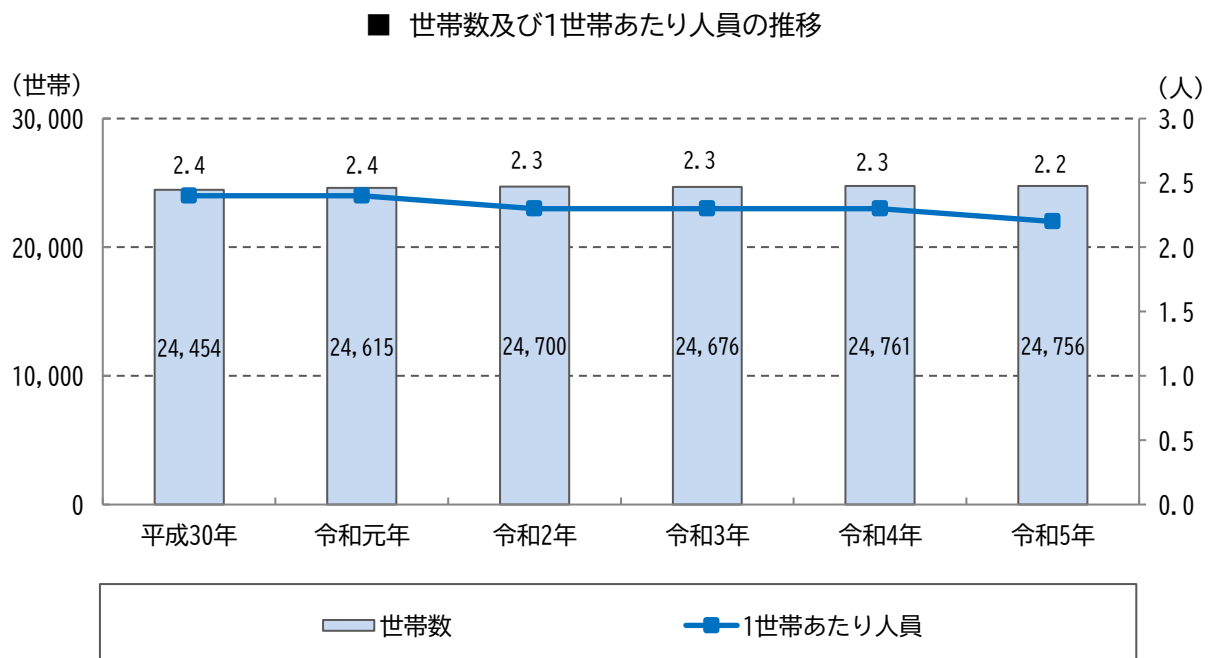
外国人市民人口の推移をみると、第1期土岐市子ども・子育て支援事業計画開始年の平成27年の1,517人と比べ、令和6年では2,163人となっており、増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

⑤世帯数の推移

世帯数及び1世帯あたり人員の推移をみると、横ばいに推移しています。

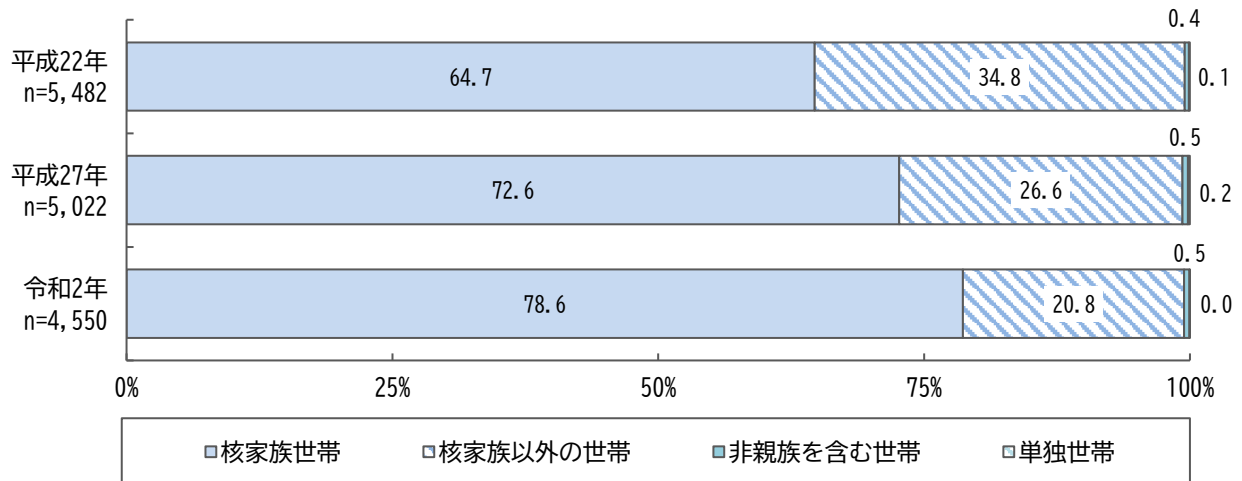


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

⑥18歳未満のいる世帯割合の推移

18歳未満のいる世帯割合の推移をみると、世帯数は減少傾向ですが、核家族世帯の割合は年を追うごとに増加しています。

■ 18歳未満のいる世帯割合の推移

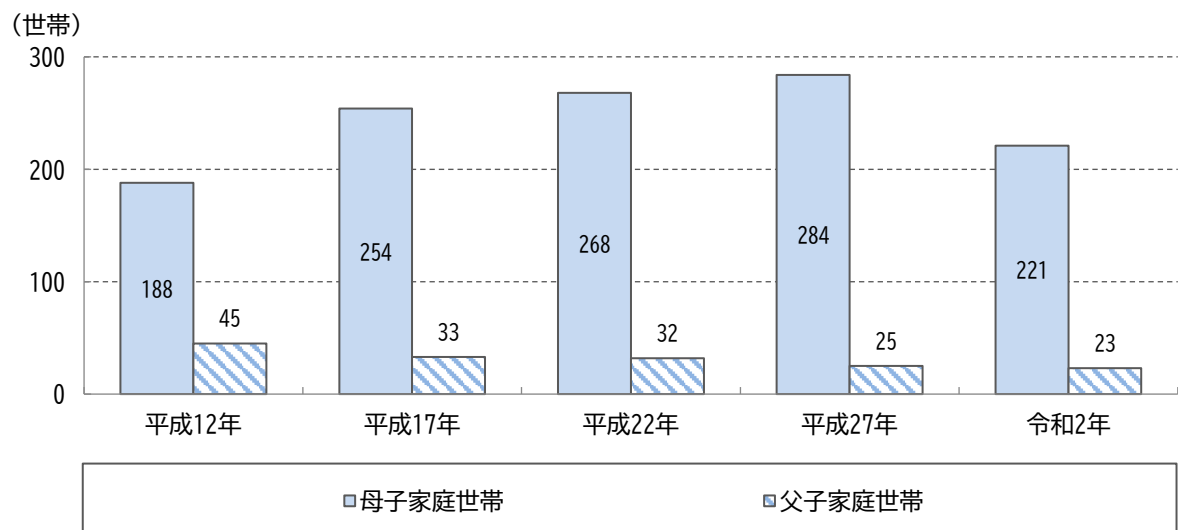


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

⑦ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成27年以降、父子世帯は平成12年以降、減少傾向となっています。

■ ひとり親世帯数の推移

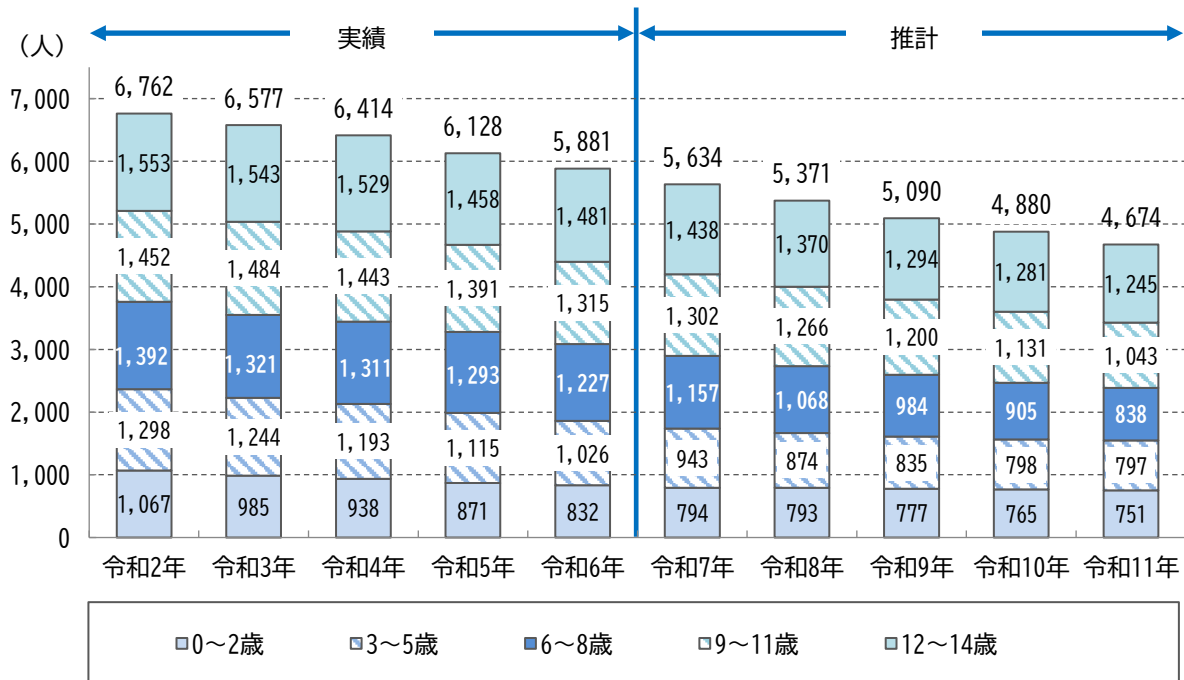


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(2) 年少人口の推移と推計

年少人口の推移をみると、令和2年では 6,762 人となっており、以降年々減少していき、令和11年では2,088人減の4,674人となる見込みです。

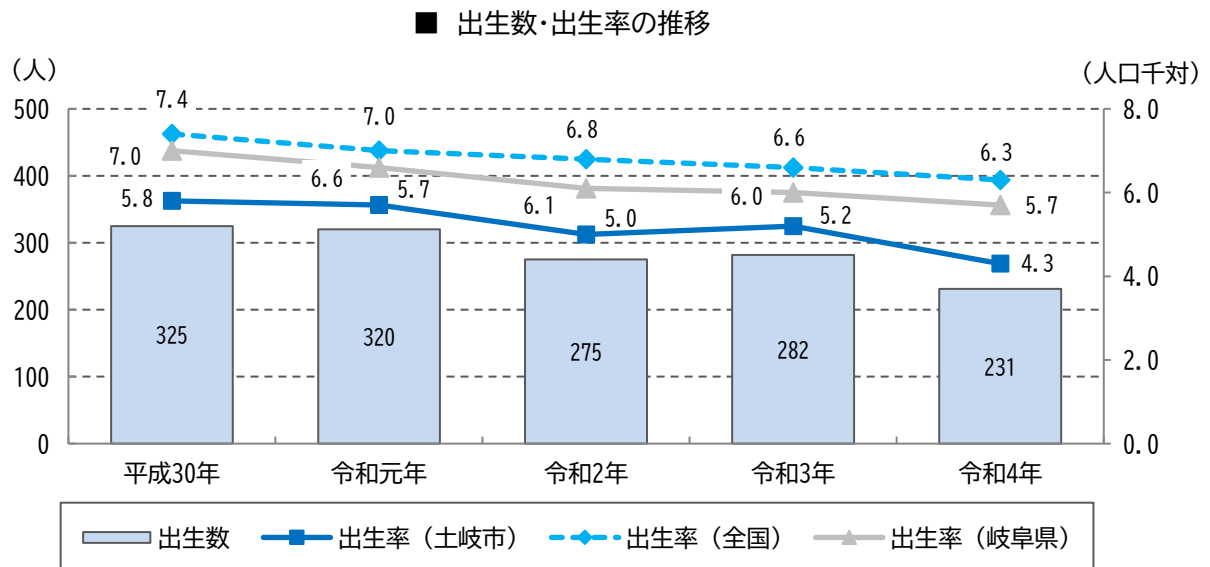
■ 年少人口の推移・推計



資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

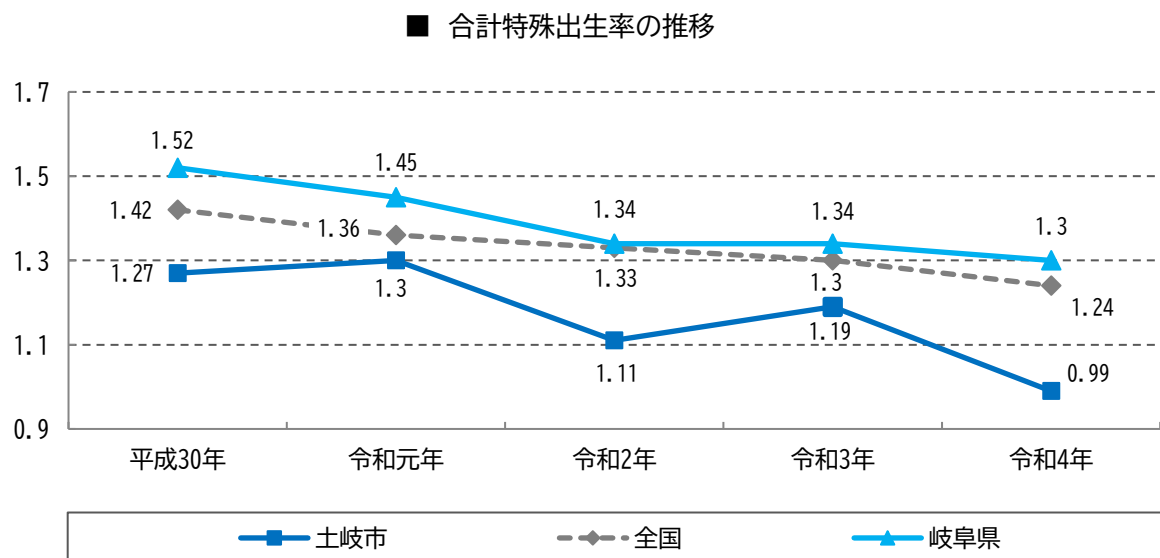
(3) 出生数・出生率※¹の推移

出生数の推移をみると、平成 30 年以降減少傾向でしたが、令和 3 年に増加しました。以降は減少し、出生率も低下しています。土岐市の出生率を全国、岐阜県と比較すると、低い値となっています。



(4) 合計特殊出生率※²の推移

合計特殊出生率の直近 5 年間の推移をみると、土岐市は全国平均及び県平均を下回っており、令和 4 年度は 1.0 を下回り過去最低値となっています。



※¹ 出生率・・・人口 1,000 人に対する 1 年間の出生数（死産を除く）のこと

※² 合計特殊出生率・・・15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産むと推計される平均のこども数を表す

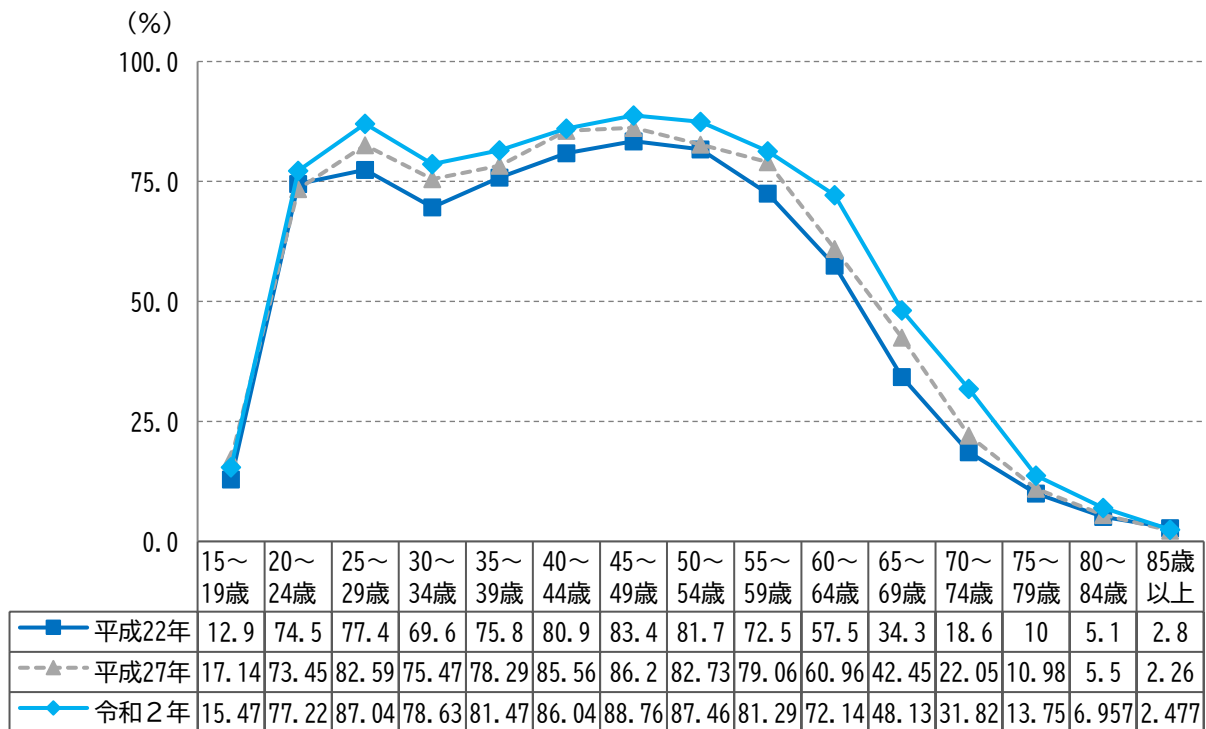
(5)女性の就労状況

①年齢別労働力率※の推移

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」について、平成27年調査と令和2年調査を比較すると、M字カーブの底（30～34歳）の割合が上がってきています。

M字カーブの底が高くなった要因として、女性の社会進出により、年齢に関わらず女性の労働率が高まったことが影響していると考えられます。

■ 女性の年齢別労働力率の推移（経年比較）

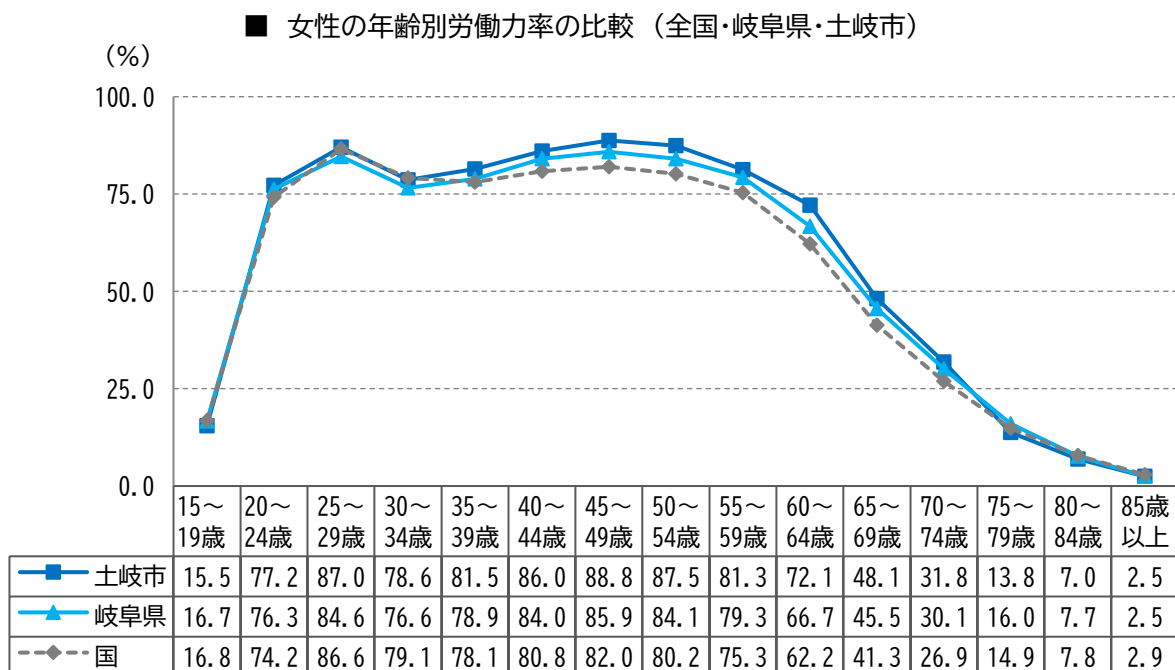


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※労働力率・・・就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと。
完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているに関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す

②全国、岐阜県、土岐市の年齢別労働力率の比較

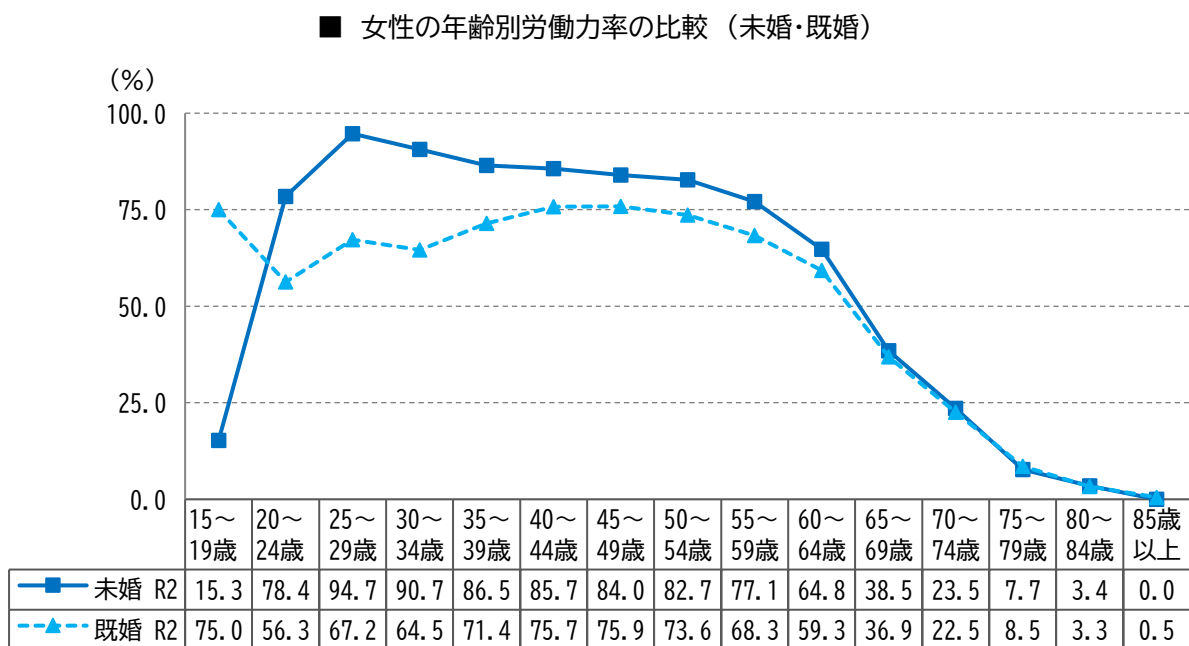
令和2年の結果を全国、岐阜県と比較すると、20～29歳、35～74歳では全国、岐阜県を上回っています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

③未婚、既婚別の年齢別労働力率の比較

令和2年の結果を未婚、既婚と比較すると、20代から64歳まででは未婚の労働力率が高くなっていますが、65歳以降から未婚、既婚と同じ割合になる傾向となっています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

既婚には「有配偶」「死別」「離別」を含んでいます（厚生労働省より）

(6)認定こども園・保育園・幼稚園等の状況

①施設別保育内容一覧

■ 施設別保育内容一覧(令和6年3月現在)

	定員 (人)	保育園・認定こども園					幼稚園・ 認定こども園			
		0歳児保育	1 ～ 2歳児保育	3 ～ 5歳児保育	一時保育	時間外保育	3 ～ 5歳児保育	預かり保育	夏休み預かり保育	
土岐津町										
ときつこども園（私立）	75	○	○	○	-	○	-	-	-	
花園こども園（私立）	201	○	○	○	○	○	-	-	-	
花園あおぞら保育園（私立）	60	○	○	-	○	○	-	-	-	
土岐津小学校付属幼稚園	175	-	-	-	-	-	○	○	○	
下石町										
西部こども園	238	○	○	○	○	○	-	-	-	
妻木町										
妻木こども園	182	○	○	○	-	○	-	-	-	
鶴里町・曾木町										
濃南こども園	75	○	○	○	-	○	-	-	-	
駄知町										
みなみこども園	102	○	○	○	-	○	-	-	-	
駄知小学校付属幼稚園	245	-	-	-	-	-	○	○	○	
肥田町										
肥田こども園	166	○	○	○	-	○	-	-	-	
泉町										
みつばこども園	85	-	○	○	-	○	-	-	-	
泉こども園	129	○	○	○	-	○	-	-	-	
久尻こども園	191	○	○	○	-	○	-	-	-	
泉小学校付属幼稚園	175	-	-	-	-	-	○	○	○	
泉西小学校付属幼稚園	140	-	-	-	-	-	○	○	○	

資料：こども家庭課

②児童の入園状況

■ 児童の入園状況(令和6年4月1日現在)

【単位：人】

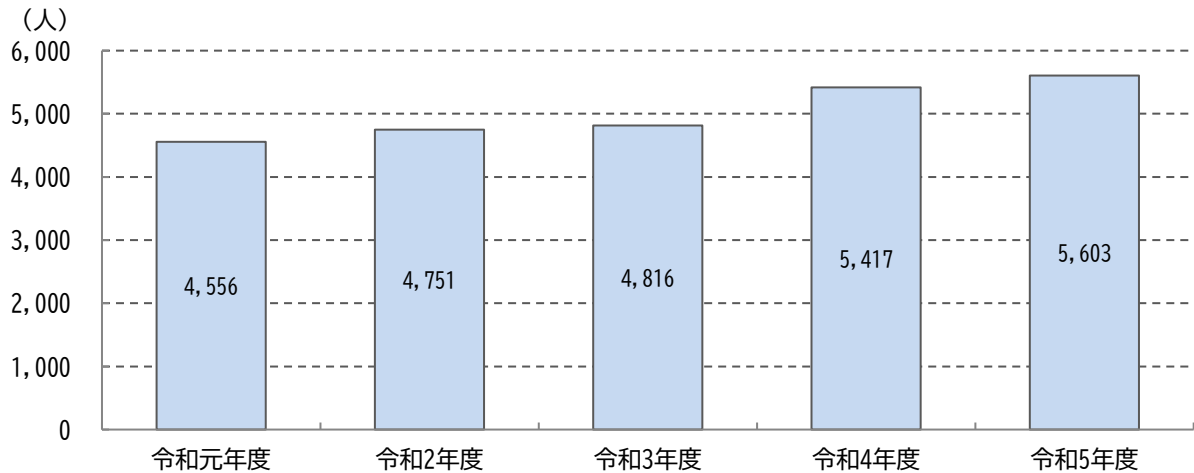
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
土岐津町							
ときつこども園（私立）	0	4	8	19	20	20	71
花園こども園（私立）	1	9	3	56	44	65	178
花園あおぞら保育園（私立）	2	23	31	0	0	0	56
土岐津小学校附属幼稚園	0	0	0	3	13	11	27
下石町							
西部こども園	2	17	22	36	46	47	170
妻木町							
妻木こども園	0	6	14	35	26	42	123
鶴里町・曾木町							
濃南こども園	0	2	3	7	9	8	29
駄知町							
みなみこども園	0	2	9	17	11	19	58
駄知小学校附属幼稚園	0	0	0	7	8	13	28
肥田町							
肥田こども園	0	11	10	36	31	39	127
泉町							
みつばこども園	0	4	12	18	13	0	47
泉こども園	2	10	16	30	30	16	104
久尻こども園	0	10	11	18	26	21	86
泉小学校附属幼稚園	0	0	0	11	18	51	80
泉西小学校附属幼稚園	0	0	0	5	13	10	28

資料：こども家庭課

(7)特別な支援を必要とする児童の状況

児童発達支援事業の利用状況をみると、年度を追うごとに増加しており、令和5年度では5,603人となっており、令和元年度と比較すると1,047人増加しています。

■ 児童発達支援事業の利用状況(延べ人数)

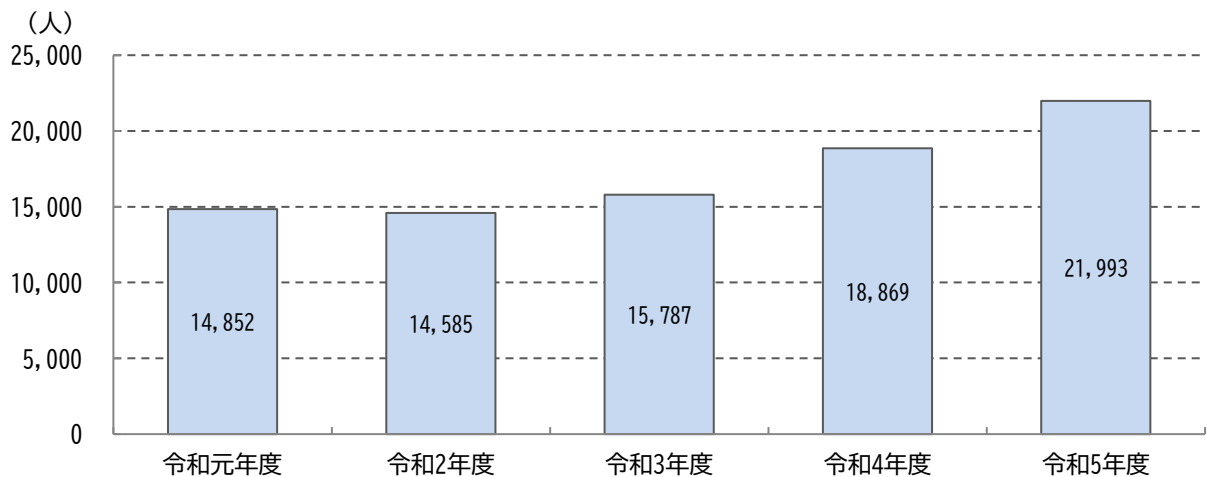


資料：福祉課

(8)放課後デイ教室の利用の状況

放課後デイ教室の利用者数をみると、令和2年度以降増加傾向となっており、令和5年度では21,993人となっており、令和元年度と比較すると7,141人増加しています。

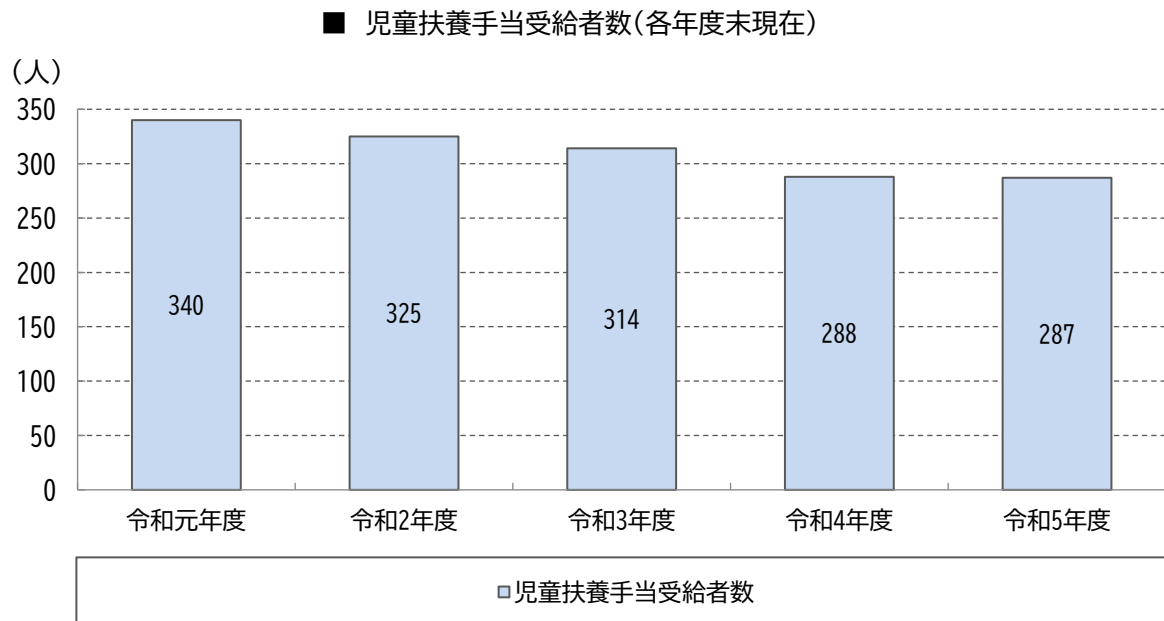
■ 放課後デイ教室の利用者数の推移(延べ人数)



資料：福祉課

(9)ひとり親家庭の推移

児童扶養手当受給者の推移をみると、年度を追うごとに減少しており、令和5年度では287人となっています。



資料：こども家庭課

2 アンケート調査結果概要

(1)調査の目的

こども施策を総合的に推進するためのこども計画（令和7～11年度）を策定するにあたり、保護者の方の子育て状況、ご要望やご意見、利用ニーズ等の把握、こども・若者が家庭や学校生活、悩みについてどのように考えているかを把握するため、アンケート調査を実施いたしました。

(2)調査概要

調査票は調査対象者別に作成しており、各調査の件数及び調査期間、配布・回収方法、回収数、回答率は、以下のとおりです。

■ 土岐市こども計画策定に関するアンケート調査

調査対象者	①土岐市に居住する就学前児童の保護者 1,000 件（無作為抽出） ②土岐市に居住する小学5年生、中学2年生の保護者 863 件（悉皆調査） ③土岐市に居住する小学5年生、中学2年生 863 件（悉皆調査） ④土岐市に居住する 15～39 歳 3,500 件（無作為抽出）	
調査期間	①④令和6年4月15日～令和6年5月13日 ②令和6年3月12日～令和6年4月5日 ③令和6年3月12日～令和6年3月31日	
配布、回収方法	①④郵送配布、郵送回収またはWe b 回答 ②③学校経由配布、We b 回答	
調査票の 配布、回収数	①就学前児童保護者 配布数：1,000 件 ②小中学生保護者 配布数：863 件 ③小中学生 配布数：863 件 ④若者 配布数：3,500 件	回収数：495 件（回収率 49.5%） 回収数：415 件（回収率 48.1%） 回収数：790 件（回収率 91.5%） 回収数：650 件（回収率 18.6%）

※就学前児童保護者、一般調査にて英語・フィリピン語のWeb回答を実施

就学前児童保護者：英語回答4件、フィリピン語回答1件含む

若者：英語回答11件、フィリピン語回答1件含む

(3)結果からみた現状と課題

**結果1 周囲の援助が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は
就学前児童で8.1%
親族、知人等協力者の状況は、緊急時や用事の際に見てもらえる割合が増加**

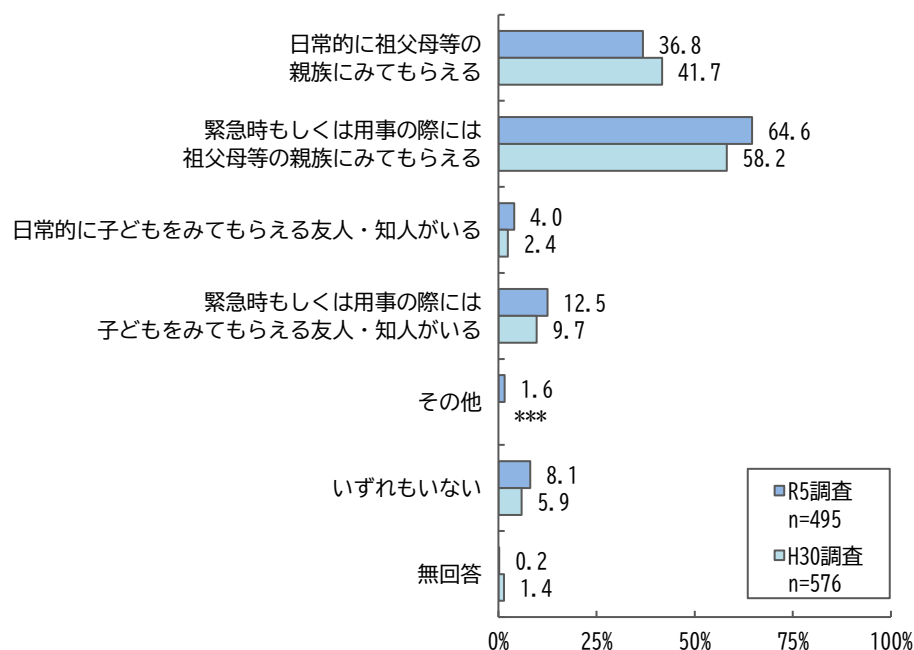
子育てに関する親族、知人等協力者の状況は、多くの保護者が日常的、または緊急時、用事の際に祖父母等の親族にこどもをみてもらえると回答しており、協力を得られる状況です。

しかし、前回調査（H30）と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が4.9ポイント減少、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6.4ポイント増加しています。

一方で、協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる保護者は8.1%となっており、前回調査と比較すると2.2ポイント増加しています。

■ 親族、知人等の協力者の状況（経年比較）

就学前保護者

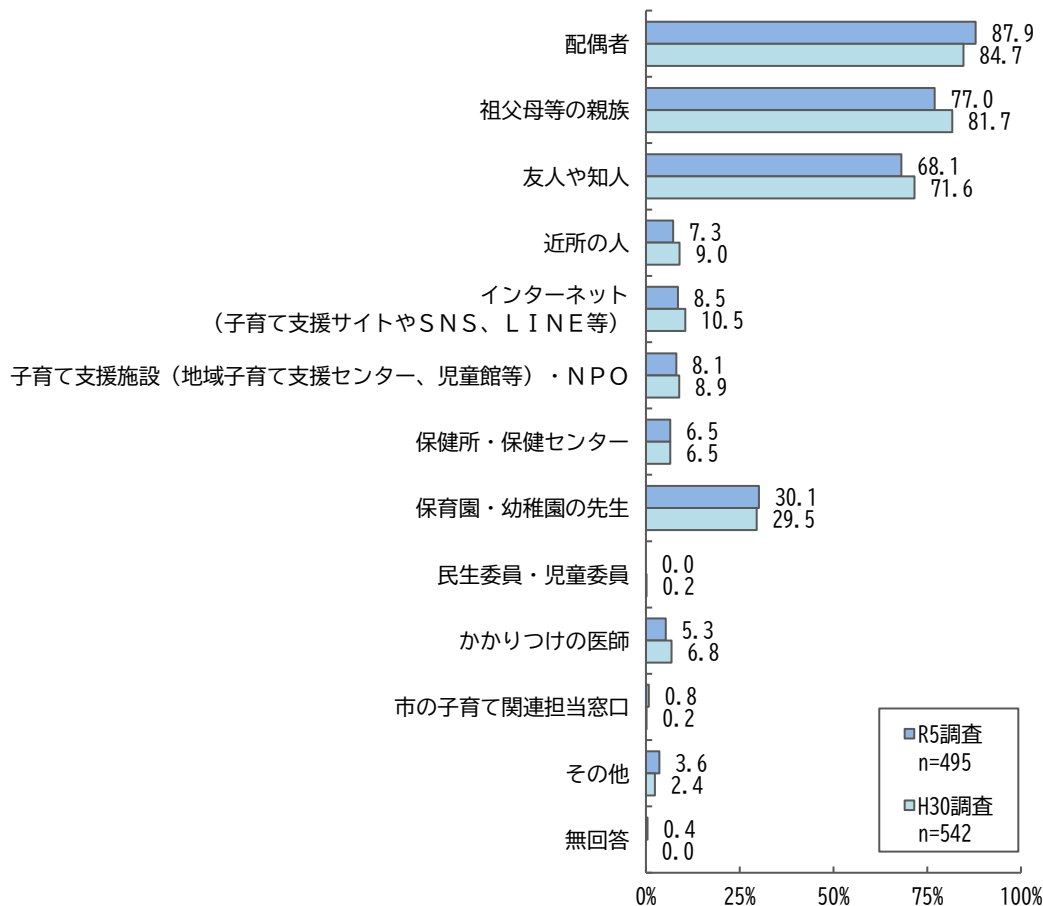


※H30 調査では「その他」の選択肢がありません

子育てをする上で気軽に相談できる相手(先)として「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位を占め、その多くは身近な人達となっていますが、前回調査と比較すると、「祖父母等の親族」が4.7ポイント、「友人や知人」が3.5ポイント減少しています。

■ 気軽に相談できる相手(経年比較)

就学前保護者



前回調査時よりも孤立割合が高くなっていることから、孤立した子育て環境にいる保護者に対してどのような子育て支援が必要とされ、有効であるかの把握が課題です。

さらに、相談することができる機関の充実や教育・保育施設等との連携、活動内容の周知、アクセスしやすく気軽に相談できる体制づくりなど、様々なニーズに即した新たな支援施策についても検討する必要があります。

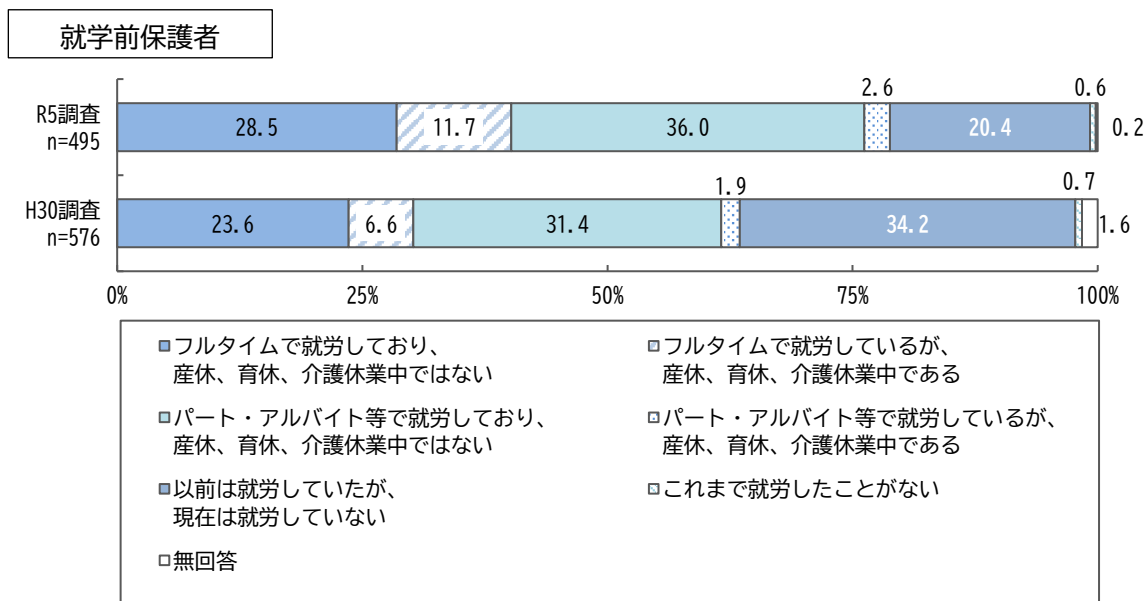
また、最大の協力先である祖父母等親族に日常的に見てもらえる割合が減ってきていることから、預け先について検討する必要があります。

**結果2 母親の就労率(育休等を含む)は就学前児童で78.8%、(うちフルタイム40.2%)
小中学生保護者で89.9% (うちフルタイム40.0%)**

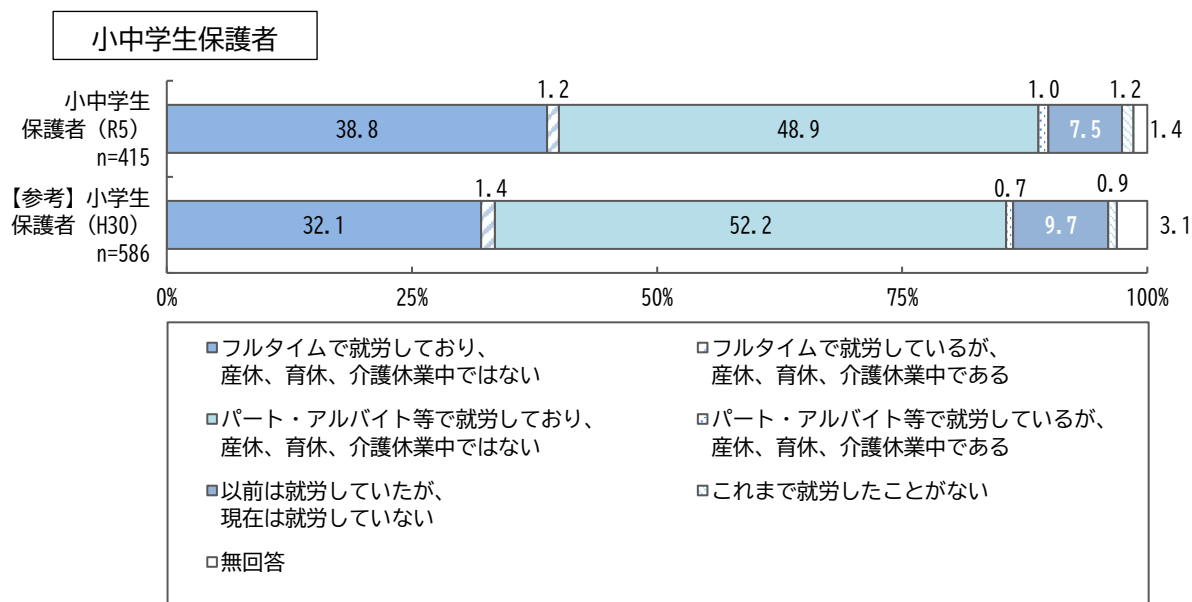
母親の就労状況(産休・育休・介護休業中含む)をみると、就学前児童が78.8%、小中学生保護者が89.9%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童で14.3%、小中学生保護者で2.2%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童では15.3ポイント増加(うちフルタイムは10ポイント増加)しています。

■ 母親の就労状況(経年比較)



■ 母親の就労状況(経年比較)



働く母親が増加していることに加え、フルタイムで働く方が増えていることから、定期的な教育や保育事業について、就労実態に即した事業体制を整える必要があります。

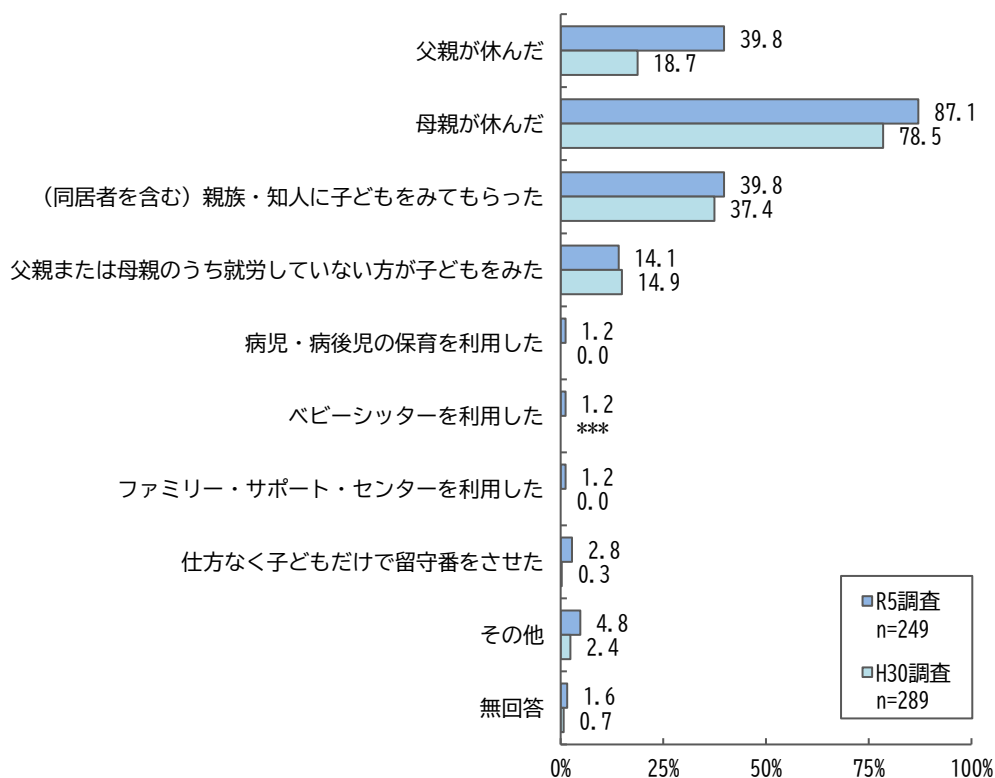
結果3 病気やケガで保育園や幼稚園などの通常の利用ができなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」が「父親が休んだ」を大きく上回る

病気やケガで通常の保育等を利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」(87.1%)が最も高く、「父親が休んだ」(39.8%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(39.8%)となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が21.1ポイント、「母親が休んだ」が8.6ポイント、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が2.5ポイント高くなっています。

■ この1年間の対処方法（経年比較）

就学前保護者



※H30 調査では「ベビーシッターを利用した」の選択肢がありません

病気やケガをしたこどもをみるのは母親の役目であるという役割意識の定着が依然としてうかがわれますが、前回調査と比較すると父親が休んだ割合が大幅に増加しており、父親が休暇を取得しやすい職場環境づくりが浸透してはじめていと推察されます。

さらに父親の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの取組など、父親の育児参加を促すための対策を進めていくことと同時に、病児・病後児保育施設やファミリーサポートセンターなどの公的サービスの充実に努めていく必要があります。

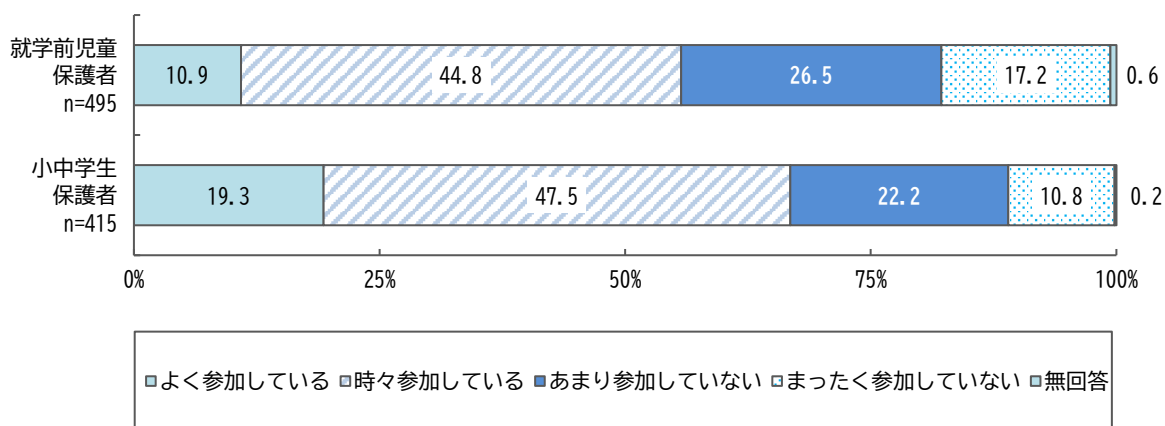
結果4 地域の行事や園・学校の行事への参加割合は高いが、まったく参加していない割合は就学前児童の保護者で高い

地域の行事等に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は就学前児童保護者で55.7%、小中学生保護者で66.8%となっています。

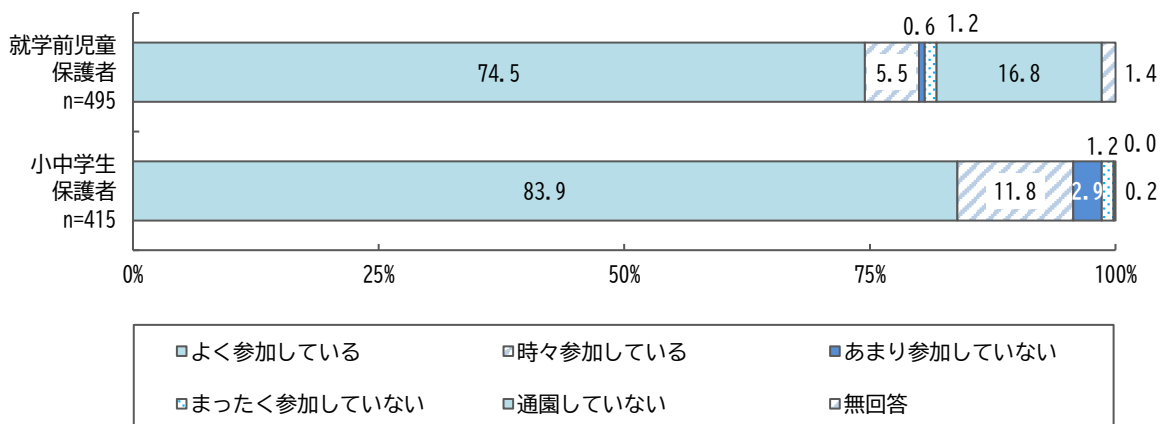
また、お子さんが通う園や学校の行事に参加している割合（「よく参加している」＋「時々参加している」）は、就学前児童保護者で80.0%、小中学生保護者で95.7%となっています。

一方で、地域の行事等に参加していない割合は、就学前児童保護者で17.2%、小中学生保護者で10.8%となっています。

■ 地域の行事に参加しているか



■ 子どもが通う園・学校の行事に参加しているか



行事の参加については年齢が上がると参加率が高くなる傾向にありますが、まったく行事に参加していない割合は、就学前児童保護者で高い結果となっています。

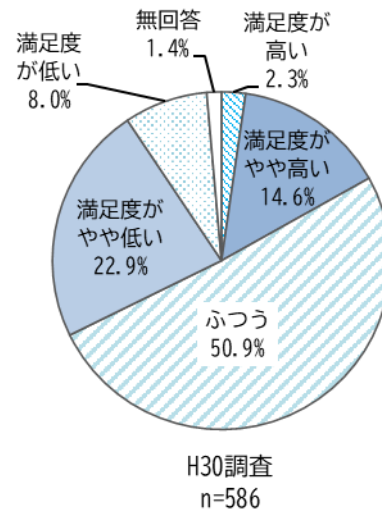
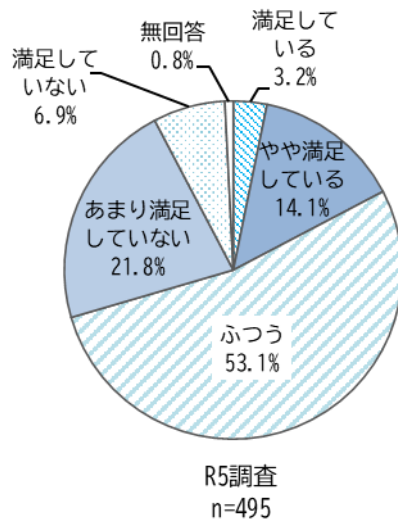
地域住民との関わりが少ない家庭が一定数みられることから、民生委員、児童委員をはじめ、地域住民の声掛け等、推進していく必要があります。また、こどもの人間関係形成能力を高くむために、地域で交流できる機会やイベントの企画などを通して、地域全体でこどもを見守っていく環境づくりの整備が望まれます。

**結果5 子育て環境や支援に対する満足度は、就学前児童保護者で 70.4%、
小中学生保護者で 69.1%**

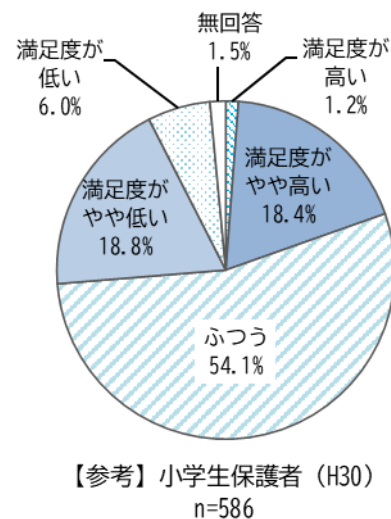
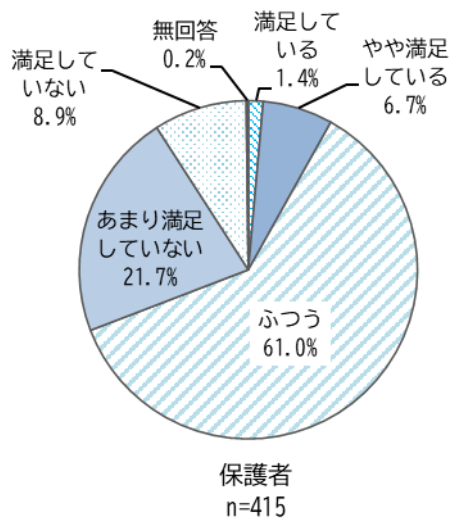
子育ての環境や支援に対する満足度（「満足している」＋「やや満足している」＋「ふつう」）は、就学前児童保護者で70.4%、小中学生保護者で69.1%となっています。

■ 土岐市における「子育ての環境や支援への満足度」

就学前保護者



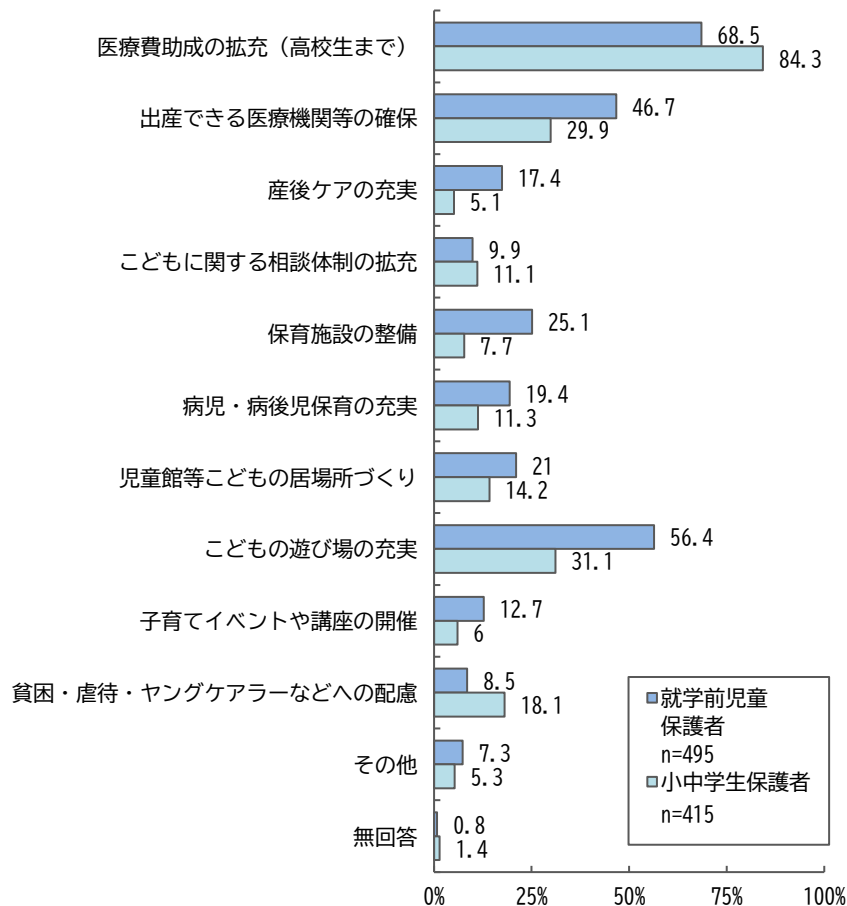
小中学生保護者



今後、土岐市が子育て支援策として特に取り組むべきこととして、就学前児童保護者、小中学生保護者ともに「医療費助成の拡充（高校生まで）」（就学前児童68.5%、小学生84.3%）が最も高くなっています。

次いで「こどもの遊び場の充実」、「出産できる医療機関等の確保」の順で、関心が高くなっています。

■ 土岐市が子育て支援策として特に取り組むべきこと

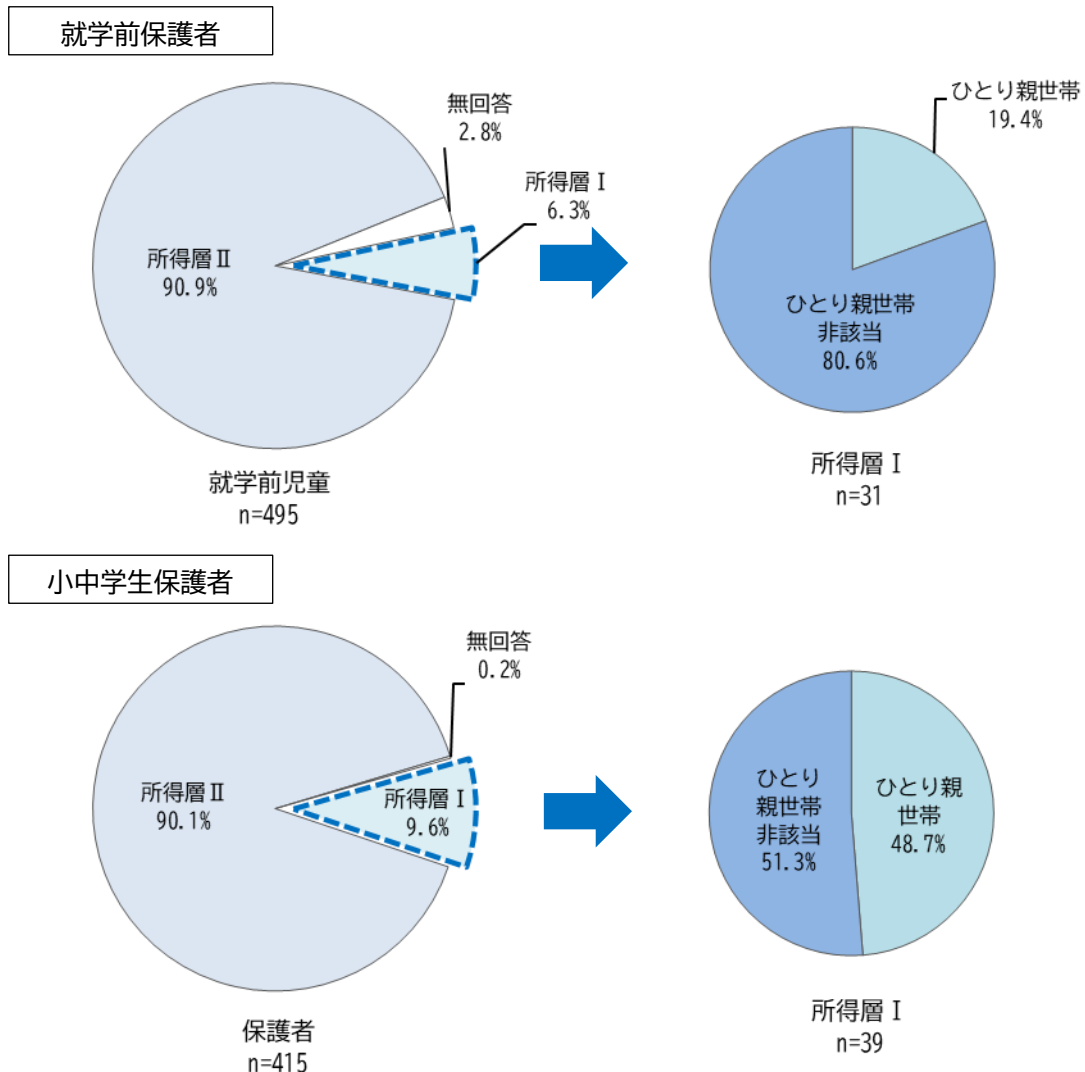


今後更に満足度を高め、子育てを楽しいてもらうためには、多様化する子育て世帯のニーズに即した事業の企画や、これまでの取組の見直し、改善が必要となります。

結果6 「所得層Ⅰ※」世帯は就学前児童保護者 6.3%、小学生 9.6%
 そのうちひとり親世帯は、就学前児童保護者で約5人に1人、小中学生保護者では約2人に1人

世帯収入が基準値の141万円未満の世帯を貧困層「所得層Ⅰ」とし、それを上回る世帯を「所得層Ⅱ」としました。該当世帯割合をみると、就学前児童保護者で6.3%、小中学生保護者で9.6%となっており、そのうち「ひとり親世帯」は就学前児童保護者で約5人に1人、小学生保護者では約2人に1人の割合となっています。

■ 世帯の収入



※低所得層（所得層Ⅰ）の算出について

アンケート内にある世帯収入の設問の選択肢における中間値を置換し、世帯人数の平方根で除した「等価世帯収入」を算出しました。等価世帯収入について、有効回答者全体の中央値の半分である141万円未満の世帯を貧困層とし、全体に占める貧困の割合を算出しました。

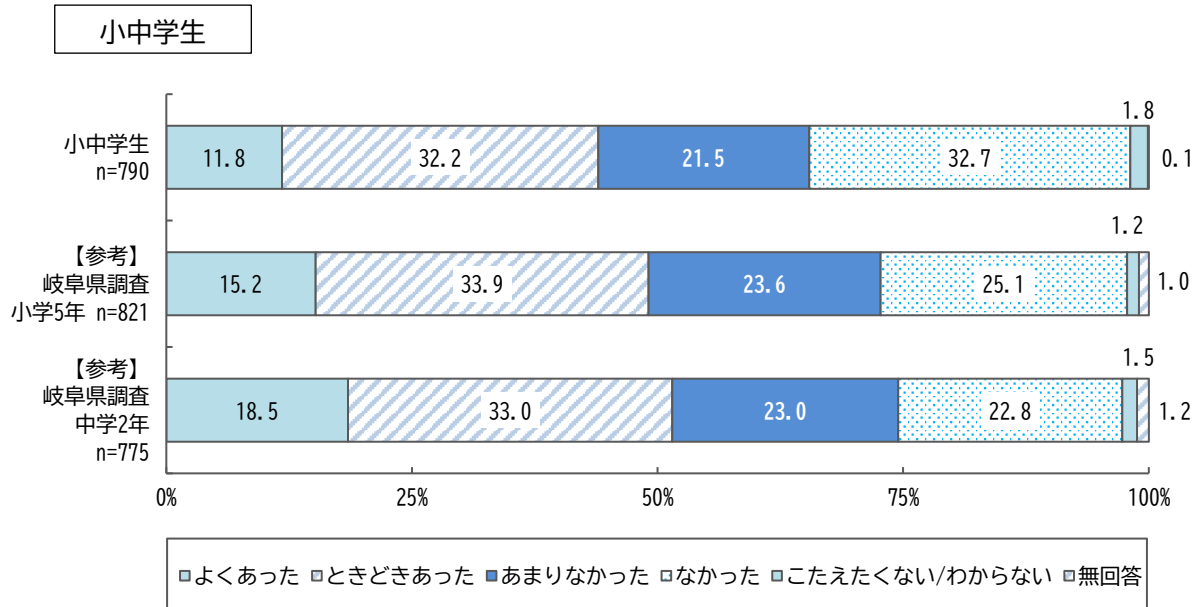
基準値141万を下回る世帯を「所得層Ⅰ」、上回る世帯を「所得層Ⅱ」としています。

生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもに良好な成育環境を確保するため、生活課題を抱える「所得層Ⅰ」世帯の正確な把握とともに、公的制度の周知徹底及び利用の促進、支援団体や民生委員等との連携強化を図る必要があります。

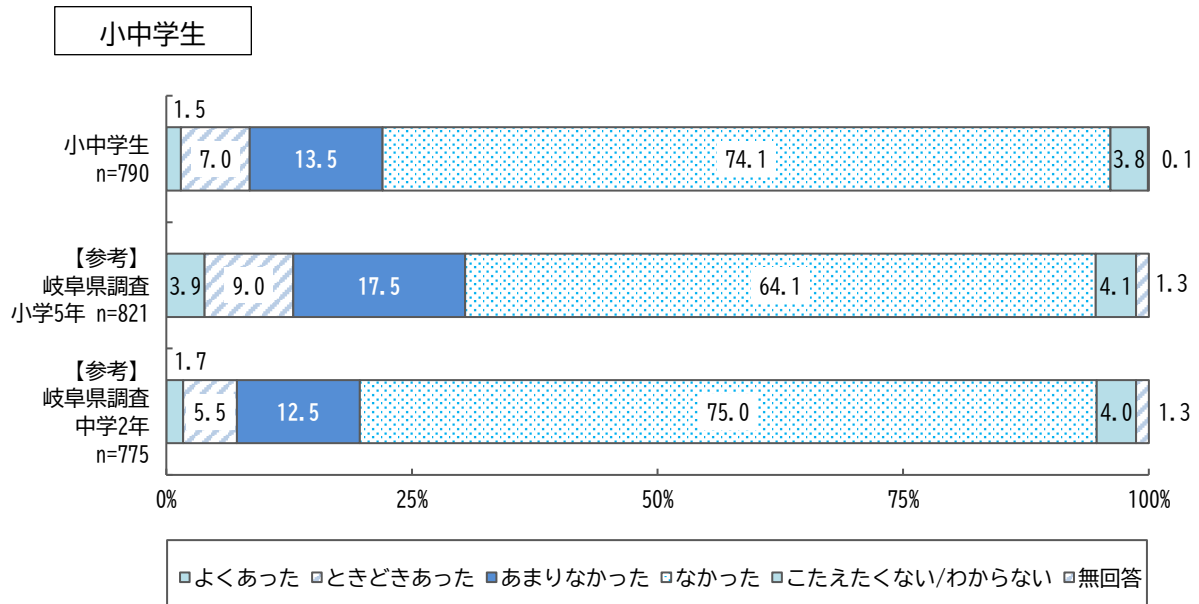
結果7 小学校入学後に学校に行きたくない、いじめられたと回答した割合が一定数いる。また、いやなことや悩んでいる時に相談する相手は約7割が親

小学校に入学してからの出来事についてみると、学校に行きたくないと回答した割合（「よくあった」＋「ときどきあった」）は44.0%となっています。また、いじめられたと回答した割合（「よくあった」＋「ときどきあった」）は、8.5%となっています。

■ 学校に行きたくないと思ったことがあるか(小中学生)

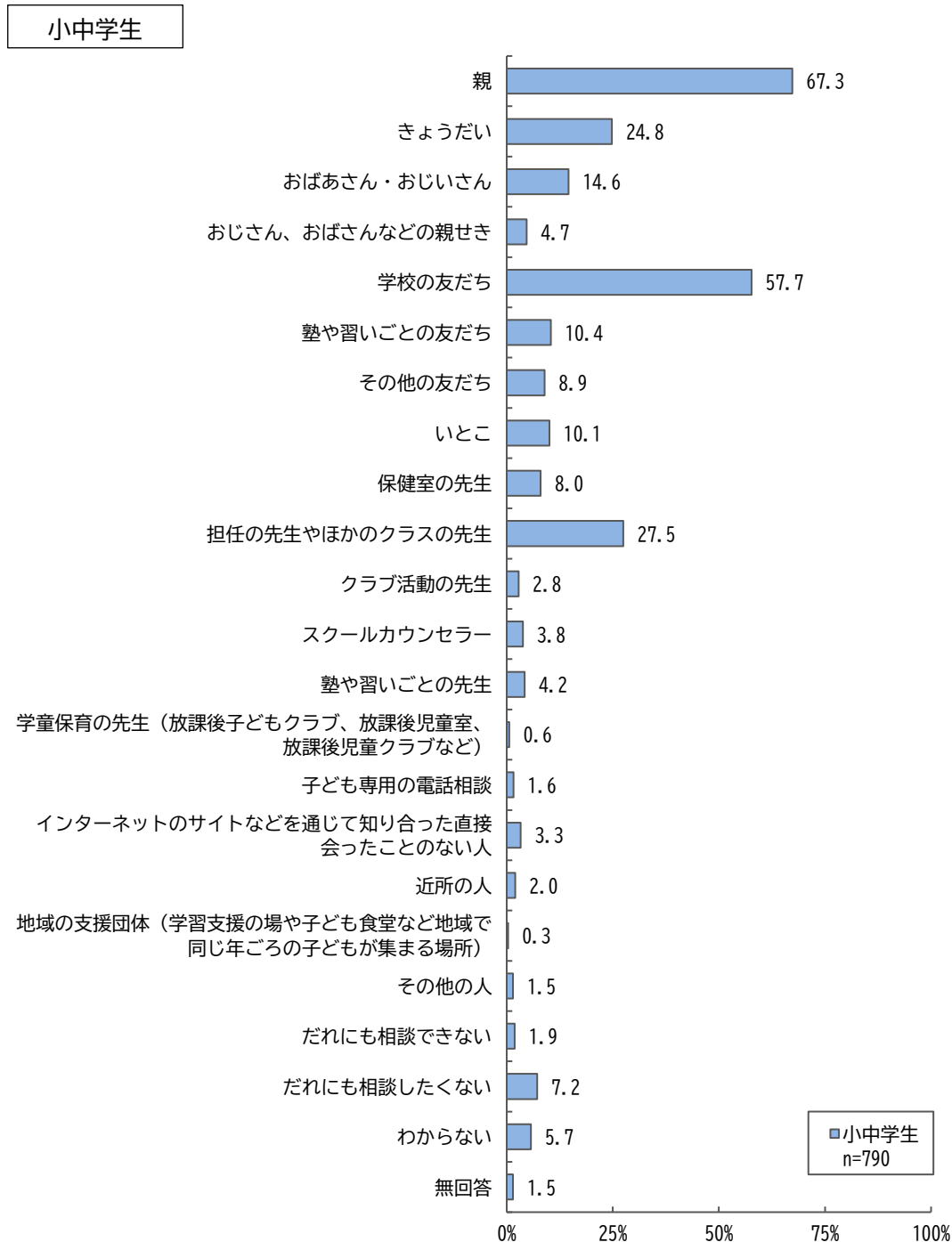


■ いじめられたことがあるか



いやなことや悩んでいる時に誰かに相談するかについてみると、「親」(67.3%)が最も高く、次いで「学校の友だち」(57.7%)「担任の先生やほかのクラスの先生」(27.5%)「きょうだい」(24.8%)の順となっています。一方、「だれにも相談できない」が1.9%、「だれにも相談したくない」が7.2%となっています。

■ いやなことや悩んでいる時にだれかに相談するか

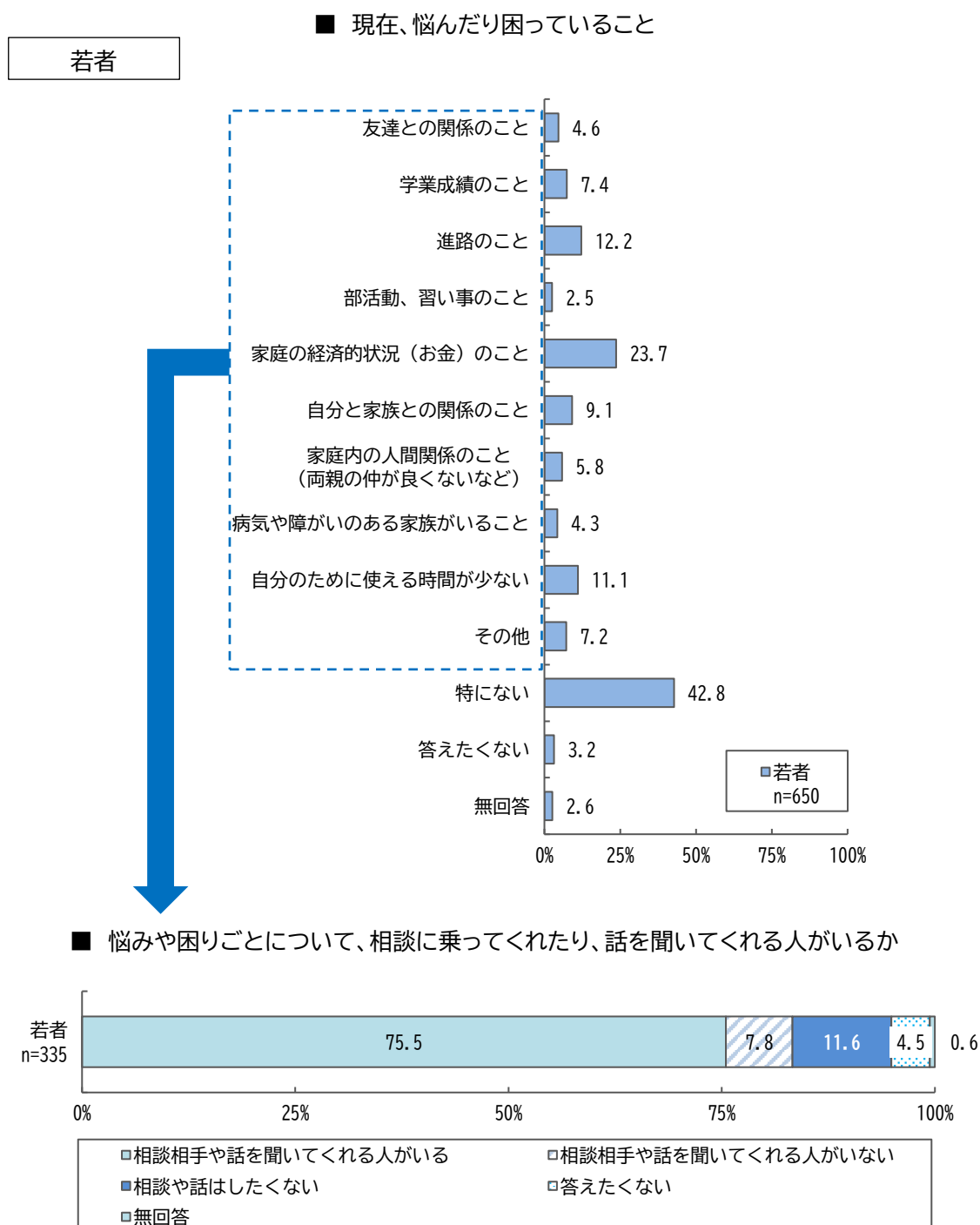


こどもが置かれている状況は一律ではないことから一般化はできませんが、こうしたこどもたちが相談しやすい環境づくりが求められています。

結果8 若者の悩みや困りごとは、「家庭の経済的状況」(23.7%)が最も高い。また、悩みや困りごとについて相談に乗ったり話を聞いてくれる人が「いない」、「相談等したくない」と回答した割合が19.4%

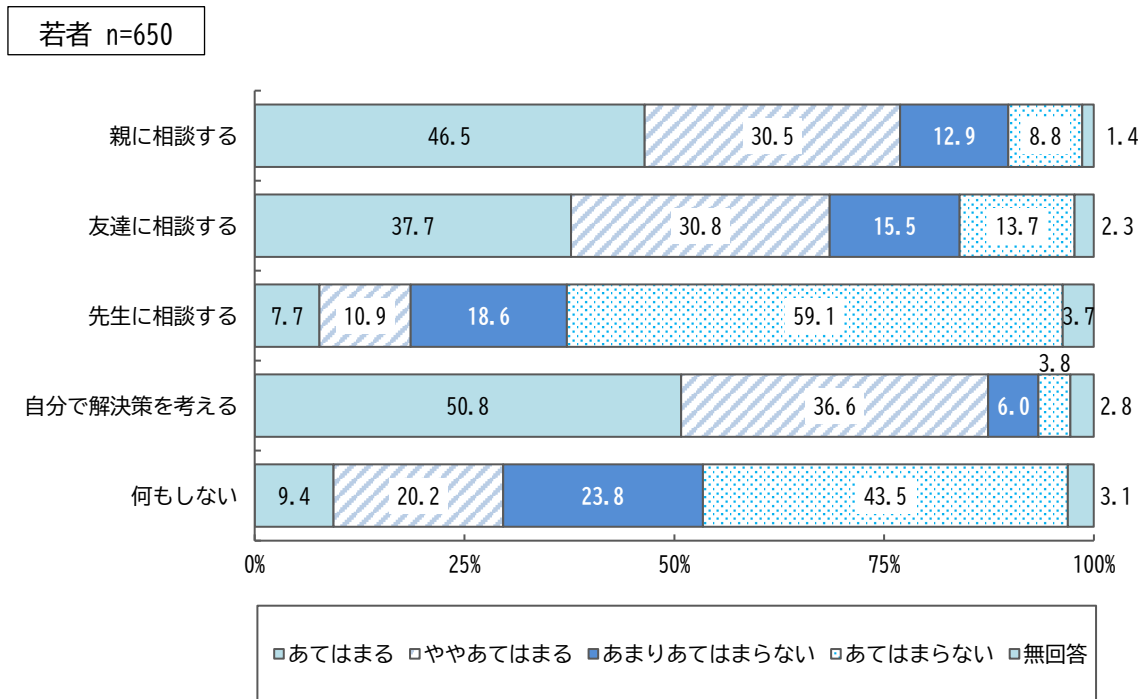
現在悩んだり困ったりしていることは、「家庭の経済的状況」(23.7%)が最も高く、次いで「進路のこと」(12.2%)、「自分のために使える時間が少ない」(11.1%)の順となっています。

悩みや困りごとについて、相談に乗ってくれたり、話を聞いてくれる人がいるかについてみると、相談相手や話を聞いてくれる人がいないと回答した割合は7.8%、相談や話はしたくないと回答した割合は、11.6%となっています。



また、何か困った時の対応として、「自分で解決策を考える」と回答した割合（「あてはまる」＋「ややあてはまる」）は87.4%、「何もしない」と回答した割合（「あてはまる」＋「ややあてはまる」）は29.6%となっています。

■ 何か困った時の対応



悩みを相談できない、またはしない方が一定数いることが分かりました。自分で解決策を考える方が多くなっていますが、気軽に相談できる場所の周知や体制づくりなど、様々なニーズに即した支援施策について検討する必要があります。



第3章

計画の基本理念

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

「第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画」では「守ろう 笑顔 育てよう 豊かなところ 未来に輝け! ときっ子 スマイル」を基本理念に掲げ、こどもが健やかに成長できるよう、家庭を子育ての基盤とし、子育ての第一義的責任は親が担うべきという考えを基本としながら、すべての子育て家庭に対して包括的・継続的な子育て支援と、社会全体で取り組む環境の整備に取り組んできました。

本計画においては、第1期、第2期の基本理念としてきた根幹の部分についての変更はありませんが、こども大綱では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現がうたわれています。

土岐市でこどもを生み、育て、生活していくことに喜びや生きがいを感じることができるよう子育て・生活環境をつくるためには、社会全体で協働して子育て・若者支援に取り組むこと、多様なニーズをとらえながら、こどもの誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期へと途切れのない包括的な支援を行う仕組みが求められます。

これらを踏まえ、こどもの健やかな育ちと保護者への子育て支援、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境を整備し、総合的に推進していくことから、基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

守ろう 笑顔 育てよう 豊かなところ
みんなでつなぐ ときの未来

2 基本的な視点・目指す姿

だれもが安心して子どもを生み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子ども自身が健やかに育つことのできる社会、若者が生き生きと生活できる社会を築いていくためには、行政だけではなく、家庭や地域など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場、それぞれの特性に応じた役割を果たし、子ども・若者、そして子育て当事者を社会全体で支え、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいく必要があります。

本計画では以下3つの基本的な視点で、それぞれの施策に取り組んでいきます。

【子ども・若者の今とこれからを守る視点】

子どもや若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、社会に参画できるように努めます。また、すべての子ども・若者が個性豊かに今を生き、未来に向けての生きる力を伸ばし続けることができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行い、「子ども・若者の最善の利益」が実現される社会を目指します。

【すべての子ども・若者を育む視点】

すべての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢や希望を叶え、自らの将来を切り開いていける社会を目指します。

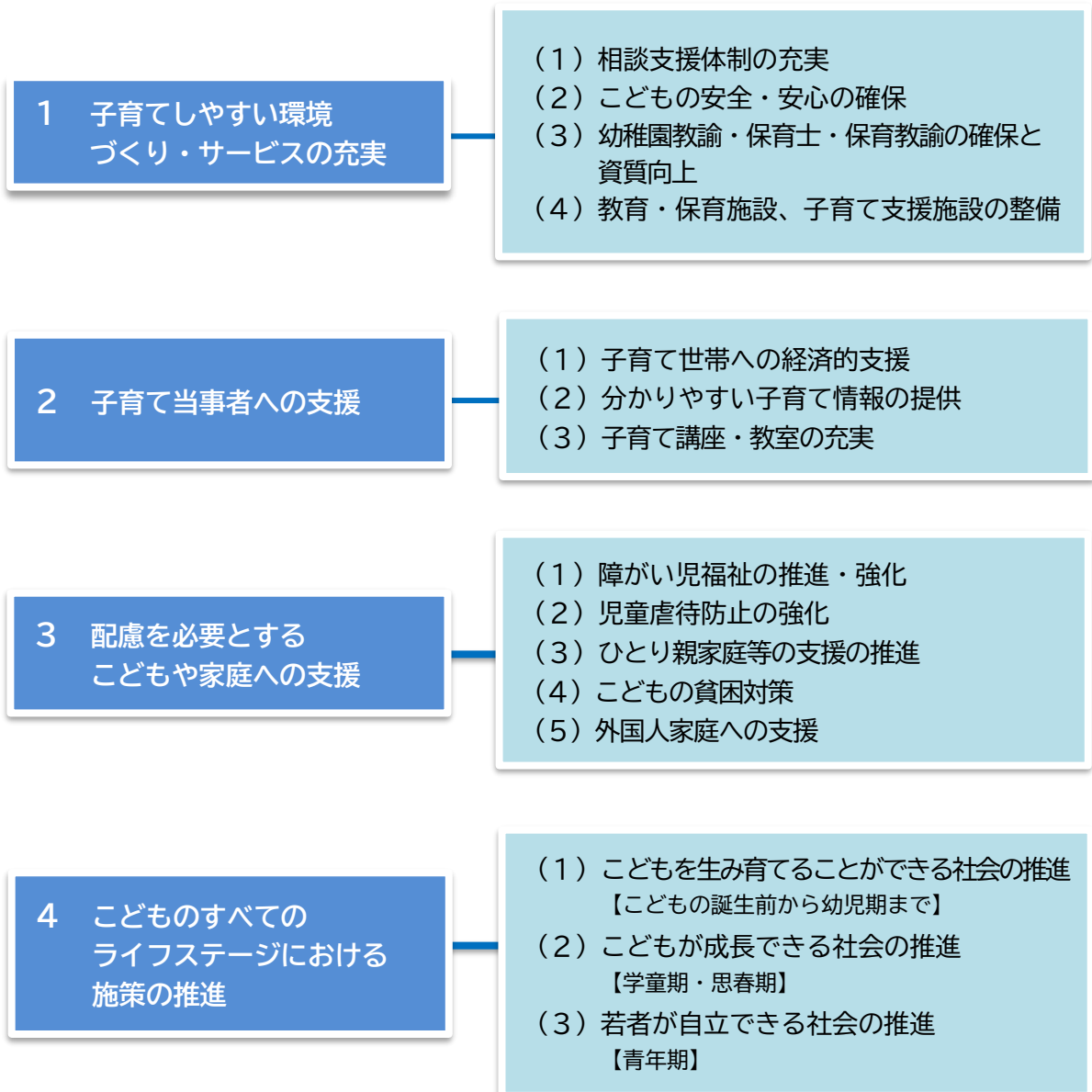
【地域や社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支える視点】

行政、家庭、地域、教育・福祉関係機関、企業などが協力・連携し、子ども・若者、子育て当事者を見守り、支えあうことができる仕組みづくりを進めます。

3 施策の体系

■基本目標

■基本施策



4 計画の成果指標

計画の達成状況进行评估するために、成果指標を以下のように設定します。

■ 成果指標

評価項目	現状値	目標値 (令和 11 年度)
合計特殊出生率※ ¹	0.99	1.24
子育ての環境や支援に不満を感じている人の割合※ ²	29.6%	20.0%
ずっと土岐市で暮らしたいと回答した若者の割合※ ³	37.5%	50.0%

※¹ 現状値は令和4年時点 「東濃西部の公衆衛生 2023」 人口動態 東濃保健所

※² 土岐市こども計画策定に関するアンケート調査（令和5年実施）

※³ 市民意識調査報告書（令和5年度実施）の10代、20代、30代の平均



第4章

子育て関連施策の展開

第4章 子育て関連施策の展開

基本目標1 子育てしやすい環境づくり・サービスの充実



こどもを安心して生み育てるためには、こどもの成長やさまざまな家庭環境に合わせたきめ細かな支援を実施していくことが重要となります。また、すべての子育て世帯が子育てに対する不安や負担を一人で抱え込まず孤立しないよう、公的なサービスや気軽に相談することができる場を設けることが必要です。

多様なニーズに対応するため、地域と行政が協力・連携して子育て世帯を見守り、子育てしやすいやさしいまちづくりを進めていきます。

一方、こどもたちが安全・安心に暮らすことのできるまちにするためには、関係機関・団体との連携強化が必須です。通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組むことで、地域の目でこどもを守ることができるよう支援します。

(1) 相談支援体制の充実

【施策の方向性】

○すべての子育て世帯が妊娠・出産・子育て期を通じて適切な助言や公的サービスを受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
子育て相談の充実	地域子育て支援センター、幼児療育センター、こども家庭センターなどそれぞれの家庭状況に応じた適切な支援を行うための相談機会を提供します。	こども家庭課	継続
土岐市教育支援センターの運営	悩みや困り感を抱えるこども達や保護者の相談を受け、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、教育相談アドバイザーが連携し支援を行います。	学校教育課	継続
児童委員・主任児童委員見守り活動	子育ての不安や虐待が疑われる心配ごとなど、地域生活や福祉に関する相談、援助を行います。	高齢介護課	継続
多機能型子育て支援拠点施設（ときめつく）の運営	子育て世代が行きやすいイオンモール土岐で、遊びの広場や子育て中の親子の出会いの場を提供するとともに、子育てに関する様々な相談を受け付け、関係機関につないでいます。	こども家庭課	継続

(2) こどもの安全・安心の確保

【施策の方向性】

○幼少期から交通ルールを守ることの大切さを教え、交通事故防止に努めるとともに、こどもたちの安全を守るため、通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
交通安全教室の開催	こどもの交通事故防止を推進するため、保育園・幼稚園・こども園・小学校において交通安全教室を実施します。	生活環境課	継続
通学路交通安全プログラム	こどもたちの安全な登下校のため、通学路の危険個所の把握、点検、対策改善を進めます。	学校教育課	継続
青色防犯パトロール	こどもたちの安全を守るため、青色回転等装備車両（青パト）により、通学路を中心とした防犯パトロールを行います。	生活環境課	継続
公園遊具の安全点検	こどもが安全・安心に遊べるよう、市内の公園にある遊具の点検を行います。	都市計画課 こども家庭課	継続

(3) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の確保と資質向上

【施策の方向性】

○安定的な保育の実施と多様な保育ニーズへの対応のため、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の確保に努めます。また、質の高い教育・保育を提供するために、保育士等にはより一層の資質向上が求められていることから、研修体制の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
人財確保事業	優秀な人材を確保するため、あらゆる媒体を活用し、職員採用試験の応募者数の増加を目指す。インターンシップ、学校訪問などを活用した採用活動を行います。	人事課	継続
実習生受入れ事業	保育実習生を積極的に受け入れ、本市の保育を体験してもらい、将来の人材確保に繋がります。	こども家庭課	継続
人財育成事業	役職や年齢、勤続年数などで分類し、それぞれの階層に必要な知識やスキルを習得してもらうことを目的とした階層別研修を行います。	人事課	継続
職員研修事業	外部研修会への参加や内部研修会の開催により、職員の知識や技術の向上を図ります。	こども家庭課	継続
会計年度任用職員の確保	貴重な人材を確保するため、保育士募集イベントを開催するとともに、働き手のニーズを考慮した採用の促進と周知に努めます。	こども家庭課	継続

(4) 教育・保育施設、子育て支援施設の整備

【現状・課題】

○幼稚園・こども園、児童館は、昭和40～50年に建築されたものが多く老朽化が進んでいます。

○地域のニーズに応じた教育・保育を提供できる環境づくりに努める必要があります。

【施策の方向性】

○こどもの最善な利益を第一に考えながら、こどもたちが安全・安心に過ごすことのできる教育・保育環境の整備を行うとともに、こどもたちの健やかな成長を図る児童館等について設備等の機能・性能維持に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
こども園建設事業	就学前のこどもが保護者の就労などの状況に関わらず、希望する施設を利用できる環境を整備し、安全・安心な保育・教育環境を確保するため、老朽化した施設を廃止し、こども園を建設します。	こども家庭課	拡充
児童館・児童センター運営事業	こどもが自由に遊ぶことができ、遊びを通して健全育成が図られる児童館・児童センターを市内で5か所開設し、運営しています。各施設で毎月、絵本の読み聞かせやスポーツ遊びなどの各種催しを行っています。	こども家庭課	継続

基本目標2 子育て当事者への支援



核家族化や地域のつながりが希薄になりつつある中で、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

子育て当事者への直接の支援として、子育て世帯への負担軽減を図るための経済的支援を行います。また、必要な時に気軽に相談できる場所と、必要とする人に正確な情報を提供することが大切であることから、子育て支援に関する情報と相談体制の充実に努めるとともに、子育てについて学ぶことができる講座等を開催して子育て力向上を支援していきます。

(1) 子育て世帯への経済的支援

【施策の方向性】

〇子育て世帯への負担軽減を図るため、各種手当等により経済的支援を行います。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
児童手当の支給	0歳から高校修了前までのこどもを養育している方に手当を支給します。	こども家庭課	継続
乳児等福祉医療費の助成	0歳から高校修了前までのこどもの医療費の自己負担額を助成します。	こども家庭課	拡充
こどもに係る国民健康保険料の減額措置	国民健康保険に加入する未就学児の均等割額の2分の1を軽減します。	保険年金課	継続
妊産婦のための給付・相談支援事業	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように伴走型相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施しています。	こども家庭課	継続
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産したときには、出産育児一時金を支給します。	保険年金課	継続
第2子以降出産祝金	第2子以降のお子さんが生まれた世帯に、お祝い金を支給します。	こども家庭課	継続
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	出産(予定)日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料を免除します。	保険年金課	継続
国民健康保険料の産前産後期間の減免制度	出産(予定)日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険料のうち、所得割と均等割の保険料を免除します。	保険年金課	継続
子育て世帯外出支援事業補助金	子育て世帯の外出支援として、チャイルドシートの購入費用を補助します。	こども家庭課	継続
ほんのちょっとだけファミリーサポート事業	出産や転入により満1歳までのこどもを養育される方に、市指定ゴミ袋を配布します。	こども家庭課	継続
高等学校就学準備等支援金	子育て家庭等における経済的負担の軽減を図るため、中学3年生の保護者に支援金を支給します。	こども家庭課	継続

(2) 分かりやすい子育て情報の提供

【施策の方向性】

○必要な情報を確実に受け取ることができるよう、さまざまな媒体を活用して、分かりやすい子育て支援情報の提供に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
子育て支援情報の提供	広報とき、市ホームページを活用した子育ての事業、制度の紹介や、子育て支援センター、保健センターなど身近な施設での各種情報の積極的な提供を図ります。	こども家庭課	拡充
ときっ子子育てハンドブック	子育てハンドブックの定期的な改訂を行い、内容の充実を図るとともに、分かりやすい子育て支援情報の提供に努めます。	こども家庭課	継続

(3) 子育て講座・教室の充実

【施策の方向性】

○子育てにかかる知識の習得、悩みの解消や家庭での養育力向上を図る各種講座・教室を開催して、保護者の親育ちを応援します。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
児童館、児童センター、ときめつくでの子育て講座	0～2歳児の乳幼児と親を対象として、音楽遊びや絵本の読み聞かせ、親子でできる体操等を実施し、親子の仲間づくり等の育児支援に取り組みます。	こども家庭課	継続
親子関係形成支援事業	健全な親子関係の形成を図るため、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方を学ぶ講座を実施します。	こども家庭課	拡充

基本目標3 配慮を必要とするこどもや家庭への支援



こどもを取り巻く環境は複雑化、多様化、高度化しており、ニーズは多岐にわたります。こどもが健やかに成長するためには、こども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。配慮を必要とするすべてのこどもの個性が尊重される環境づくりの整備や、必要な支援が受けられるよう、地域・学校・行政が連携し、支援体制の充実を進めていきます。

(1) 障がい児福祉の推進・強化

【施策の方向性】

○障がいなどのあるこどもとその家庭に対して、きめ細かな支援を実施するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、早期療育への対応、切れ目ない適切な援助や支援に努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
特別児童扶養手当	障がいのある 20 歳未満のこどもを養育している方に手当を支給します。	福祉課	継続
障害児福祉手当	障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の方に手当を支給します。	福祉課	継続
土岐市中心身障害児福祉手当	心身障がい児（20 歳未満のこども）の成長を助けるため、在宅で養育している方に手当を支給します。	福祉課	継続
児童通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）	障がいのあるこども、発達に心配があるこどもに児童発達支援（未就学児対象）、放課後等デイサービス（就学児対象）といった児童通所支援サービスの提供を行います。	こども家庭課	継続
発達支援相談員による巡回相談	発達支援相談員がこども園や幼稚園等を訪問し、先生や保護者に対し、障がいの早期発見・効率的対応のための助言等の支援を行います。	こども家庭課	継続
こども発達相談	「ことばが遅い」「落ち着きがない」などの心配事に対して、こどもの発達の専門家が、毎月保健センターで個別相談に応じます。また、健診の事後フォロー教室も開催しています。	健康推進課	継続
幼児療育相談	こどもの発達の心配事に対して、幼児療育センターで相談に応じます。	こども家庭課	継続
医療的ケア児の受け入れ態勢の整備	医療的ケアが日常的に必要なこどもを適切かつ安全に保育できるよう看護師を配置した、関係機関と連携して対応します。	こども家庭課	継続

(2) 児童虐待防止の強化

【施策の方向性】

○児童虐待を防止するため、相談体制の充実や連携体制の強化、発生予防、早期発見、早期対応等、要保護児童対策に取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
家庭児童相談室	養育環境、家庭環境、虐待などこどもに関する問題について、家庭児童相談員が相談受付、助言、関係機関の紹介等を行います。	こども家庭課	継続
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や、適切な保護を図るため、連携する関係機関において、情報交換と支援の協議を行います。	こども家庭課	継続
こども家庭センターの運営	こどもとその家庭、妊婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行います。	こども家庭課	拡充
子育て世帯訪問支援事業	家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家庭を訪問し、家事支援や育児・養育相談を行います。	こども家庭課	新規

(3) ひとり親家庭等の支援の推進

【施策の方向性】

○子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、ひとり親家庭等の安定と自立に向けた総合的な支援を推進します。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
母子家庭等及び父子家庭の医療費助成	18 歳までのこどもを養育しているひとり親家庭の父、母とそのこども、父母のいないこどもの医療費を助成します。	こども家庭課	継続
児童扶養手当	離婚などにより、父または母と生計を共にしていないこどもを養育しているひとり親家庭などを対象に手当を支給します。	こども家庭課	継続
母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金	母子家庭、父子家庭の親が経済的に自立するための教育・職業訓練を経済的に支援します。	こども家庭課	継続
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭、寡婦の方が経済的に自立するために必要な資金（事業開始（継続）、就職支度、就学支度など）の貸付を行います。	こども家庭課	継続
こどもの学習支援事業	ひとり親家庭等のこどもを対象とする学習支援事業を実施します。	こども家庭課	継続

(4) こどもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づくこどもの貧困対策についての計画として策定します。

経済的に困窮状態にある、または、困難を抱えやすい状況にあるこどもとその家庭を対象とします。

【現状・課題】

○経済的に困窮する世帯に対し、必要な支援施策の充実を図り、貧困の連鎖を断ち切ることで、すべてのこどもの権利を保障することが必要となっています。

【施策の方向性】

○生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもたちが自分の目標に向かって努力できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることができるよう、支援に取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
こども食堂支援事業	こどもに無料や低額で食事を提供することも食堂を運営する団体への支援を行います。	こども家庭課	継続
児童扶養手当（再掲）	離婚などにより、父または母と生計を共にしていないこどもを養育しているひとり親家庭などを対象に手当を支給します。	こども家庭課	継続
母子家庭等自立支援教育訓練給付金及び 高等職業訓練促進給付金 （再掲）	母子家庭、父子家庭の親が経済的に自立するための教育・職業訓練を経済的に支援します。	こども家庭課	継続
母子・父子・寡婦福祉 資金貸付（再掲）	ひとり親家庭、寡婦の方が経済的に自立するために必要な資金（事業開始（継続）、就職支度、就学支度など）の貸付を行います。	こども家庭課	継続
要保護及び準要保護児童 生徒に対する援助	経済的理由によって就学が困難と認められる小中学校の児童及び生徒の家庭に、給食費や学用品費等の一部を援助します。	学校教育課	拡充
こどもに係る国民健康 保険料の減額措置 （再掲）	国民健康保険に加入する未就学児の均等割額の2分の1を軽減します。	保険年金課	継続

(5) 外国人家庭への支援

【現状・課題】

○本市の人口に占める外国人の割合は、令和5年12月末現在で4.1%となっており、岐阜県内8位※となっています。

○行政サービスを利用する際、言葉の壁により十分な情報を得ることができなかったり、母国との習慣や制度の違いのため、窓口での説明を十分に理解できなかったりするなどの課題があります。

※岐阜県環境生活部統計課「統計からみた土岐市の現状」2024年10月更新より

【施策の方向性】

○習慣や言葉の壁による子育ての不安要素を軽減させるため、的確な情報提供、相談体制に努めるとともに、日本語の知識や生活のルールを学ぶことで安心して生活できる環境づくりに努めます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
外国人児童生徒教育の推進	土岐市教育支援センター内に外国人児童生徒コーディネーターを配置し、学校生活への適応指導など就学支援を充実させます。	学校教育課	継続
外国人相談窓口の設置	外国人市民が、生活のことで分からないこと、困っていることを相談する窓口サービスを行います。	市民活動課	継続
やさしい日本語の普及	外国人市民に情報を分かりやすく伝えることができるよう、やさしい日本語の意義や使い方について学ぶ「やさしい日本語講座」を開催します。	市民活動課	継続
日本語教室の開催	外国人市民が安心・安全に生活するために、基本的な日本語知識や生活ルールを学ぶための教室を開催します。	市民活動課	継続

基本目標4 こどものすべてのライフステージにおける施策の推進



子育てとは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものです。こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで社会全体で支えていくことが重要です。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことで、すべてのこどもが個性豊かに生きる力を伸ばせる環境づくりを推進します。

(1) こどもを生み育てることができる社会の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】

【施策の方向性】

○こどもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの成長を支える教育・保育の充実を図ります。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
乳幼児健康診査	こどもの成長発達を確認するために、1 か月児健診（費用助成）、4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、2 歳 6 か月児歯科健診、3 歳 6 か月児健診を行います。	健康推進課	継続
妊産婦乳幼児健康相談	妊娠期や産後についての相談や、こどもの身体測定、発達・発育・保育一般育児の相談などを毎月保健センターで行っています。	健康推進課	継続
こども発達相談（再掲）	「ことばが遅い」「落ち着きがない」などの心配事に対して、こどもの発達の専門家が、毎月保健センターで個別相談に応じます。また、健診の事後フォロー教室も開催しています。	健康推進課	継続
幼児療育相談（再掲）	こどもの発達の心配事に対して、幼児療育センターで相談に応じます。	こども家庭課	継続
各種保健指導教室	パパママクラス、子育て支援教室、離乳食教室 7 ヶ月児教室、10 か月児相談、1 歳すくすく教室、2 歳の食育教室など妊娠、出産、子育てについて保護者の不安解消、知識の取得を図るための各種教室を行います。	健康推進課	拡充
こども家庭センターの運営（再掲）	保健師等の専門性を生かして妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うとともに、関係機関との連携調整を行います。	こども家庭課	拡充
母子健康手帳交付	母親となる自覚を高め、妊婦の不安解消と母子の健康管理のため、保健指導を行いながら手帳の交付をしています。	こども家庭課	継続
妊産婦のための給付・相談支援事業（再掲）	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように伴走型相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施しています。	こども家庭課	継続

事業名	内 容	担当課	方向性
多胎家庭支援事業	多胎児特有の妊娠・子育て中の不安や育児負担を軽減するために、NPO法人ぎふ多胎ネットワークに委託し、家庭訪問や健診サポートを実施しています。	こども家庭課	継続
予防接種事業	予防接種法に基づき、感染症の予防と蔓延防止のため実施します。	健康推進課	継続
乳児家庭全戸訪問事業	助産師又は保健師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育発達の確認や育児等の相談や助言を行うことにより、育児不安の軽減を図ります。	健康推進課	継続
産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援していきます。	こども家庭課	継続
ブックスタート事業	子育て支援と読書習慣の形成及び図書館利用の促進を図るため、保健センターでの「4か月児健診」時にブックスタート・バック(絵本2冊と手提げバッグのセット)を配付しています。	図書館	継続

(2) こどもが成長できる社会の推進【学童期・思春期】

【施策の方向性】

○こどもが夢や希望を持ち、自己肯定感を高めることができる環境づくりに取り組みます。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
青少年健全育成事業	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や11月の「秋のこどもまんなか月間」での市民会議街頭啓発活動、青少年の主張大会、青少年育成育成推進員の委嘱など、地域のこどもは地域で守り育てることを推進します。	生涯学習課	継続
こどもスポーツふれあい事業（仮称）	幼少期から身近にスポーツと触れ合う事で、生涯スポーツに結び付ける取り組みを実施し、心身の健全な発育を促します。スポーツフェスティバル・市民ロードレース大会・学校施設開放事業・部活動地域移行・ACPなどを実施します。	スポーツ振興課	拡充
人権教育の推進	小・中学校において、日頃から家庭・地域と連携しながら「ひびきあい活動」を行い、児童生徒の人権意識を高めます。	学校教育課	継続
男女共同参画意識の高揚	次世代を担うこどもたちが男女共同参画・ジェンダー平等の意識を育むため、男女共同参画やLGBT等に関する講演会や出前講座等を開催します。	市民活動課	継続
いじめ問題対策連絡協議会の設置	関係機関及び関係団体との連携を図りながらいじめ防止のための取組や対応を行います。	学校教育課	継続
がん教育の推進	医師から「がん」についての講義を受け、「がん」について正しく理解するとともに、健康といのちの大切さについて主体的に考えられるようにします。	学校教育課	継続

事業名	内 容	担当課	方向性
土岐市教育支援センターの運営（再掲）	悩みや困り感を抱えるこども達や保護者の相談を受け、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、教育相談アドバイザーが連携し支援を行います。	学校教育課	継続
中学校生徒会交流会（仮称）	市内全中学校の生徒会執行部が、自校の生徒会活動についてオンライン（もしくは対面）で交流します。また、自校の生徒会活動を壁新聞形式にまとめ、公民館に掲示します。自分たちの生徒会活動を他校や地域について発信できるようにします。	学校教育課	新規
性教育の推進	産婦人科医師と中学校養護教諭が連携して、性に関する正しい知識を児童・生徒に伝えます。	学校教育課	新規

（３）若者が自立できる社会の推進【青年期】

【施策の方向性】

○就労支援などの取組を行うとともに、結婚を希望する方への支援や、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

【主な事業一覧】

事業名	内 容	担当課	方向性
土岐市奨学金	学業、スポーツまたは文化活動に励む者のうち、経済的理由により就学が困難な生徒または学生に対して奨学金を支給します。	学校教育課	継続
婚活支援事業	出会いの場の創出、体験イベント等を通じた結婚のきっかけづくりとなる事業を実施します。	市民活動課	拡充
結婚新生活支援事業費補助金	経済的な理由で結婚に踏み切れないといった課題を解消するため、新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）に対して補助金を交付します。	市民活動課	新規
生活困窮者自立支援事業	生活の不安や心配ごとを抱えている方に寄り添いながら、支援員が相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行います。	福祉課	継続
健康相談	心身の健康を保ち、健やかな毎日を過ごせるよう、保健センターにて相談会を開催しています。	健康推進課	継続
広域お見合いサポート	岐阜県が運営する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」に加入し、結婚希望者のサポートを実施します。	市民活動課	継続
合同企業説明会の開催	近隣自治体や関係団体と共に合同企業説明会を開催することにより、求職者と企業とのマッチングを図り就業を支援します。	産業振興課	継続
「高校生のための合同企業説明会」への補助金交付	土岐商工会議所が開催する高校生を対象とした合同企業説明会に補助金を交付しています。市内企業の仕事や働き方などの理解を深める機会は、高校生の進路選択やキャリアビジョンの検討に活かされています。	産業振興課	継続



第5章

量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

本市では、8小学校区、6中学校区または旧町村の8地区（土岐津地区、下石地区、妻木地区、鶴里地区、曾木地区、駄知地区、肥田地区、泉地区）といった単位で教育・保育提供区域を設定することも考えられますが、少子化が予想される中で、施設整備にあたっては将来にわたり過剰供給にならないよう慎重に検討する必要があります。

また、車社会が進んだ現在では、学区、居住地区にとらわれず広域的に施設を選択する保護者が増えています。

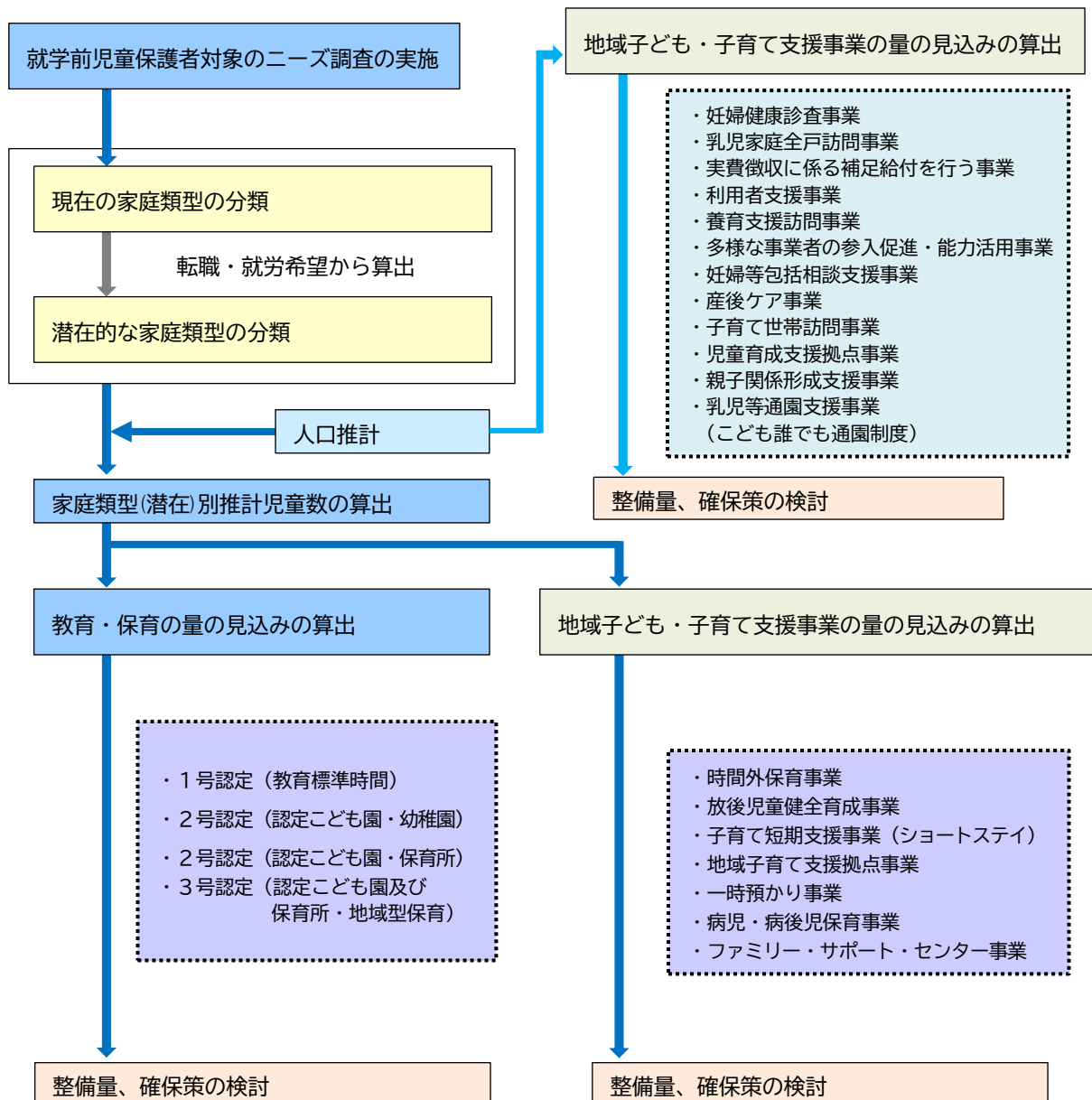
このことから、本市においては市全体を一つの区域として設定します。

2 目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和6年3月、4月に実施した「土岐市こども計画策定に関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



◆こどもの推計人口

0歳から11歳の人口の推移・推計をみると、令和4年では4,885人でしたが以降年々減少していき、令和11年では1,456人減の3,429人となる見込みです。

■ 計画期間における年齢別推計人口

単位：人

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	293	252	265	255	251	249	243	237
1歳	312	300	260	273	263	259	257	251
2歳	333	319	307	266	279	269	265	263
3歳	376	333	316	304	263	276	266	262
4歳	403	383	329	312	300	260	273	263
5歳	414	399	381	327	311	299	259	272
0歳～5歳	2,131	1,986	1,858	1,737	1,667	1,612	1,563	1,548
6歳	433	410	391	373	320	305	293	253
7歳	446	435	402	383	366	314	299	287
8歳	432	448	434	401	382	365	313	298
9歳	439	435	446	432	399	380	363	311
10歳	512	443	433	444	430	397	378	361
11歳	492	513	436	426	437	423	390	371
6歳～11歳	2,754	2,684	2,542	2,459	2,334	2,184	2,036	1,881
合計	4,885	4,670	4,400	4,196	4,001	3,796	3,599	3,429

資料：令和4年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日時点）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

3 量の見込みと確保の内容

アンケート調査結果をもとに、国から示された「市町村・子育て支援事業における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出しました。しかし、本市の事業の提供状況と合致しない算出方法であったり、適切に利用ニーズを把握できない事業がみられたりしたことから、実態に即した今後の見込みを行うために、必要に応じて算出したニーズ量に補正を行い、量の見込みを設定しました。

(1)教育・保育の量の見込みと確保の内容

①1号認定※¹・2号認定（教育ニーズ）※²

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	236	224	194	185	184
1号認定	169	160	139	132	131
2号認定（教育ニーズあり）	67	64	55	53	53
②確保の内容	462	422	422	422	422
幼稚園	190	150	150	150	150
市外の幼稚園	32	32	32	32	32
認定こども園	240	240	240	240	240
②-①	226	198	228	237	238

※1 1号・・・幼稚園、幼稚園部へ通うこども

※2 2号（教育ニーズ）・・・幼稚園へ通う5歳児のうち、預かりが必要なこども

■提供体制の考え方

市内幼稚園と認定こども園の受け入れ人数から十分な確保が可能です。また、市外の幼稚園に通園する園児の近年の平均実績を踏まえた確保数とします。

また、駄知町に新たに設置するこども園の開園を令和8年度（仮定）、みなみこども園と駄知幼稚園の閉園を令和7年度末（仮定）とし、令和8年度以降は確保数が40人減少します。

②2号認定（保育ニーズ）※

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	712	668	583	557	554
②確保の内容	852	867	867	867	867
認定こども園	839	854	854	854	854
認可外保育施設	13	13	13	13	13
②-①	140	199	284	310	313

※2号（保育ニーズ）・・・3歳以上の保育が必要なこども。認定こども園・保育所へ通う

■提供体制の考え方

市内認定こども園の受け入れ人数から十分な確保が可能です。認可外保育施設へ通園する園児の近年の平均実数を踏まえた確保数とします。

また、駄知町に新たに設置するこども園の開園を令和8年度（仮定）、みなみこども園の閉園を令和7年度末（仮定）とし、令和8年度以降は確保数が15人増加します。

③3号認定※（0歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72	73	74	75	76
3号認定（0歳児）	72	73	74	75	76
②確保の内容	121	118	118	118	118
認定こども園	76	73	73	73	73
保育園	12	12	12	12	12
小規模保育施設	32	32	32	32	32
事業所内保育施設	1	1	1	1	1
②-①	49	45	44	43	42

※3号・・・0～2歳児（未満児）のうち保育が必要なこども。認定こども園・保育所・地域型保育（小規模保育所など）

■提供体制の考え方

市内認定こども園、保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設の受け入れ人数から十分な確保が可能です。

また、駄知町に新たに設置するこども園の開園を令和8年度（仮定）、みなみこども園の閉園を令和7年度末（仮定）とし、令和8年度以降は確保数が3人減少します。

④ 3号認定（1・2歳児）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	292	285	278	271	264
3号認定（1歳児）	130	127	124	121	118
3号認定（2歳児）	162	158	154	150	146
②確保の内容	394	388	388	388	388
認定こども園（1歳児）	118	118	118	118	118
認定こども園（2歳児）	171	165	165	165	165
保育園（1歳児）	18	18	18	18	18
保育園（2歳児）	30	30	30	30	30
小規模保育施設（1歳児）	25	25	25	25	25
小規模保育施設（2歳児）	29	29	29	29	29
事業所内保育施設（1歳児）	1	1	1	1	1
事業所内保育施設（2歳児）	2	2	2	2	2
②-①	102	103	110	117	124

■提供体制の考え方

市内認定こども園、保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設等の受け入れ人数から十分な確保が可能です。

また、駄知町に新たに設置するこども園の開園を令和8年度（仮定）、みなみこども園の閉園を令和7年度末（仮定）とし、令和8年度以降は定員が6人減少します。

【3号認定保育利用率】

量の見込みの推計からは十分な利用定員数ですが、必要に応じて保育士の配置を柔軟に行い、各年度の保育利用率を目標値とします。

単位：人

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
満3歳未満児数	794	793	777	765	751
3号認定こどもの 利用定員数	515	506	506	506	506
保育利用率	64.9%	63.8%	65.1%	66.1%	67.4%

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等にて保育を実施する事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	54	53	52	51	50
②確保の内容	54	53	52	51	50
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

保育標準時間である11時間を超えて保育する必要がある園児数を見込んでいます。職員のローテーションや職員配置により、延長保育のニーズに対応できるよう努めていきます。

②放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【低学年】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	618	612	606	600	594
②確保の内容	618	612	606	600	594
②－①	0	0	0	0	0

【高学年】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	198	196	194	192	190
②確保の内容	198	196	194	192	190
②－①	0	0	0	0	0



■提供体制の考え方

本市では「放課後児童健全育成事業」は実施しておりませんが、放課後児童対策として、「放課後児童クラブ」ではなく、市独自の「放課後教室」を実施しています。

また、令和4年度から、保護者の就労支援を目的として午後6時から午後7時までの延長利用を実施しており、すべての利用希望者を受け入れることができるよう継続して事業を実施していきます。

保護者のニーズなどの把握に努めながら、今後は、国の「こども未来戦略」における放課後児童対策の一層の強化を図るために制定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、実施内容などについて検討していきます。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	21	21	21	21
②確保の内容	21	21	21	21	21
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

県内11か所の児童養護施設等と利用契約を締結し、受け入れ体制を確保しており、契約を継続して緊急時の対応に備えていきます。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37,418	36,691	35,889	35,292	34,694
②確保の内容	37,418	36,691	35,889	35,292	34,694
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

市内3か所の子育て支援センターに加え、令和4年10月からは、イオンモール土岐内の土岐市多機能型子育て支援拠点施設の事業のひとつとして1か所増設し、指定管理者が実施しています。

今後も民間事業者の能力を広く活用することで、親子が相談しやすい場所となるよう努めます。

⑤一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間の時間帯に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【幼稚園の預かり保育】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12,698	12,151	11,672	11,163	10,522
②確保の内容	12,698	12,151	11,672	11,163	10,522
②－①	0	0	0	0	0

【その他の一時預かり】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,971	1,869	1,767	1,665	1,563
②確保の内容	1,971	1,869	1,767	1,665	1,563
一時預かり事業	1,876	1,776	1,676	1,576	1,476
ファミリー・サポート・センター （病児・病後児を除く）	95	93	91	89	87
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

幼稚園の預かり保育については、すべての公立幼稚園の保育の必要性のある5歳児に対して実施しています。その他の一時預かり事業は認定こども園、保育所、小規模保育事業所等で実施しています。

利用日時によっては各園の定員により受入できない状況があることから、今後も提供体制の確保に努めていきます。

⑥病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10人日/年	30人日/年	30人日/年	30人日/年	30人日/年
②確保の内容	2人/日	6人/日	6人/日	6人/日	6人/日
	確保	確保	確保	確保	確保

■提供体制の考え方

瑞浪市と広域利用の協定を結び、東濃厚生病院で病後児保育事業を行っていきます。

現在、建設事業が進行している東濃中部医療センターの別棟として、病児保育施設を整備しており、令和7年度の途中から新たな環境で病児・病後児保育事業を実施します。

今後も保護者の仕事と子育ての両立を支援し、保育サービスの充実を図ります。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者と、当該援助を提供したい希望者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	37	37	38	38
②確保の内容	37	37	37	38	38
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

令和4年10月から、イオンモール土岐内の土岐市多機能型子育て支援拠点施設の事業のひとつとして指定管理者が実施しています。各種イベント時などに制度周知のチラシを配布するなどし、利用会員、サポート会員ともに増加傾向となっています。

今後も民間事業者の能力を広く活用することで、サポート会員の増加に努めていきます。

⑧妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,711	3,601	3,494	3,391	3,290
②確保の内容	3,711	3,601	3,494	3,391	3,290
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

妊婦一人につき最大で14回の健診をすべての妊婦を対象に実施しており、実績数を見ても十分確保できる状況にあります。

令和4年度からは多胎妊婦に対して追加で2枚交付しています。今後も安心して妊娠、出産ができるよう支援していきます。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	255	251	249	243	237
②確保の内容	255	251	249	243	237
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

助産師、保健師等の専門職が、乳児のいるすべての家庭を訪問できる体制を確保しています。

今後も各家庭の状況を把握しながら、安心して育児ができるよう支援していきます。

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、県等関係機関と相互の連携を図り公正かつ適正な支給を確保しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性を向上させるため、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入360万円未満及び第3子以降の施設利用認定こどもに対し、施設等が徴収する副食材料費の助成を実施します。

⑪利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

令和4年10月から、イオンモール土岐内の土岐市多機能型子育て支援拠点施設の事業のひとつとして指定管理者が実施しています。また、令和6年4月から、こども家庭センターを設置し、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うなどニーズにあった支援を行います。こども家庭センターを補完する地域子育て相談機関については、必要に応じて設置の検討を行います。

⑫養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言、家事援助等を行う事業です。

■提供体制の考え方

支援の必要な家庭に対して、こども家庭センターの職員が訪問し、相談や助言等の支援を行うなど、類似の事業を行っております。今後も対象者の動向やニーズを注視しながら、事業の実施内容について検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入を促進するための調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

■提供体制の考え方

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑭妊婦等包括相談支援事業

令和6（2024）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦とその配偶者に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	765	753	747	729	711
妊婦届出数（件）	255	251	249	243	237
1組当たりの面接回数	3	3	3	3	3
面接実施合計回数	765	753	747	729	711
②確保の内容	765	753	747	729	711
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

すべての妊産婦を対象に、妊娠期に面談、アンケートを実施、産後に面談を実施しています。

今後も個々の状況を把握しながら、安心して育児ができるよう伴走型相談支援を行います。

⑮産後ケア事業

令和6（2024）年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。出産後の心身のケアと育児のサポートを行います。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	70	70	70	70	70
②確保の内容（延べ人数）	70	70	70	70	70
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

産後ケア事業所として宿泊型3か所、デイサービス型4か所、アウトリーチ型1か所と委託契約をしています。

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援していきます。

⑯子育て世帯訪問支援事業

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	168	168	168	168	168
②確保の内容（延べ人数）	168	168	168	168	168
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

市が利用の必要があると認めた方に対し、市と契約した事業所等から訪問支援員が自宅を訪問し、1回の支援期間を3ヶ月とし、1日2時間以内かつ24回以内で支援を行います。

⑰児童育成支援拠点事業

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

■提供体制の考え方

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑱親子関係形成支援事業

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

単位：組

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実人数）	40	40	40	40	40
②確保の内容（実人数）	40	40	40	40	40
②－①	0	0	0	0	0

■提供体制の考え方

市と契約した業者が、1講座あたり概ね5回から7回のプログラムを年間4回、各プログラム10組の親子に対し講座を開催します。

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促すものです。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	1,841	1,796	1,810	1,780
0歳児（延べ人数）	-	641	630	605	580
1・2歳児（延べ人数）	-	1,200	1,166	1,205	1,200
②確保の内容	-	1,841	1,796	1,810	1,780
0歳児（延べ人数）	-	641	630	605	580
1・2歳児（延べ人数）	-	1,200	1,166	1,205	1,200
②－①	-	0	0	0	0

■提供体制の考え方

市民のニーズに対応できるよう、実施園を選定し、施設の実情に合わせて定員を設定するなど、提供体制を整えます。



第6章

教育・保育施設の整備

第6章 教育・保育施設の整備

1 施設の状況

市内には保育所が1か所（私立1）、幼稚園が4か所（公立4）、認定こども園が10か所（公立8、私立2）、地域型保育事業所が6か所（私立6）あり、公立園の半数が昭和40年代、50年代に建設されたものです。

近年、公共施設等の老朽化対策が課題となっており、土岐市においても、人口減少や厳しい財政状況の中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要不可欠であることから、平成29年3月に土岐市公共施設等総合管理計画を策定し、効果的で効率的な整備・運営・管理に取り組んでいます。

2 教育・保育施設について

(1) 土岐市の現状・課題

本市では長い間、年長児のみを対象に小学校ゼロ年生教育を実施してきました。4歳までは保育園に通い、小学校入学前の一年間を幼稚園で過ごすことが習慣化され、年長児は保護者の就労状況とは関係なく、ほぼ全員が幼稚園に進級してきました。

しかし、社会情勢や就労形態の変化等により、保護者の就労等による保育の必要性の有無にかかわらず、3歳以上児が小学校就学前まで継続して園を利用できる認定こども園の入園希望者が近年増加傾向にあります。そのため本市では幼稚園・保育園から認定こども園への移行を推進してきたところであり、令和6年度より市内全域において公立保育園を認定こども園に移行しました。

市内の公立園では入園申請にあたり、少子化により適当な集団が構成できない施設がある一方で、抽選や保育の必要度により入園児を決定している施設もあるなど、施設ごとに希望者の疎密が発生しています。また、3歳未満児の入園希望が増加傾向にある状況です。

さらに、各施設ともに老朽化が進んできていることから、今後も長期的な視点に立って、効果的で計画的な建て替えや適切な維持管理に取り組んでいく必要があります。



(2)今後の方向性

認定こども園は幼稚園・保育園の機能を併せ持つため、保護者の就労状況等によりこどもが転園する必要がなく、また、こどもが少ない地区でも一定規模の集団を維持しやすく、健やかな育ちを支援できることなどから、本市では引き続き、市内全域において認定こども園化を推進していきます。

認定こども園の整備にあたっては、既存施設の老朽化、耐震性などの状況を検討し、緊急性の高い地区から段階的に進めていきます。

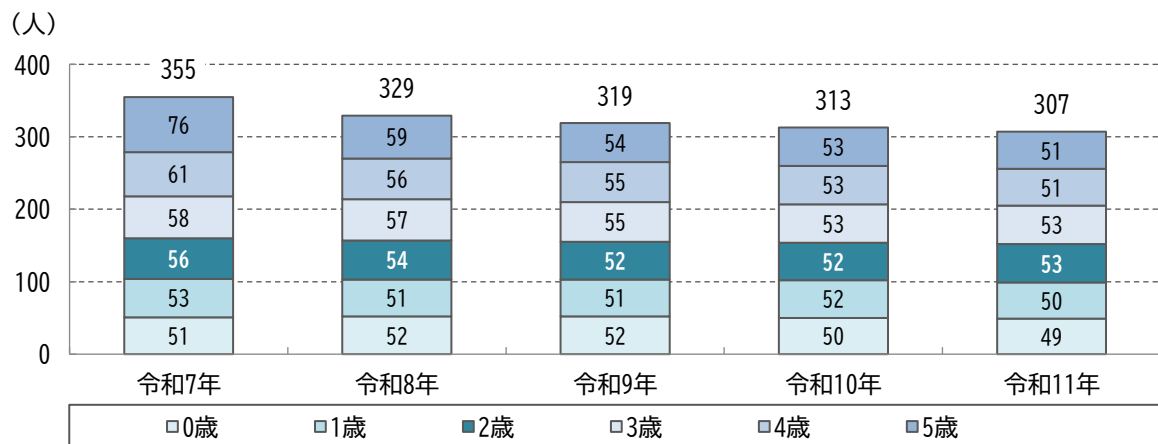
幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを踏まえ、健やかなこどもの成長が図られるよう、教育・保育施設と地域型保育事業所との連携を始め、幼稚園、保育園及び認定こども園と小学校等との連携を推進します。

(3) 地区別現状・課題と今後の方向性

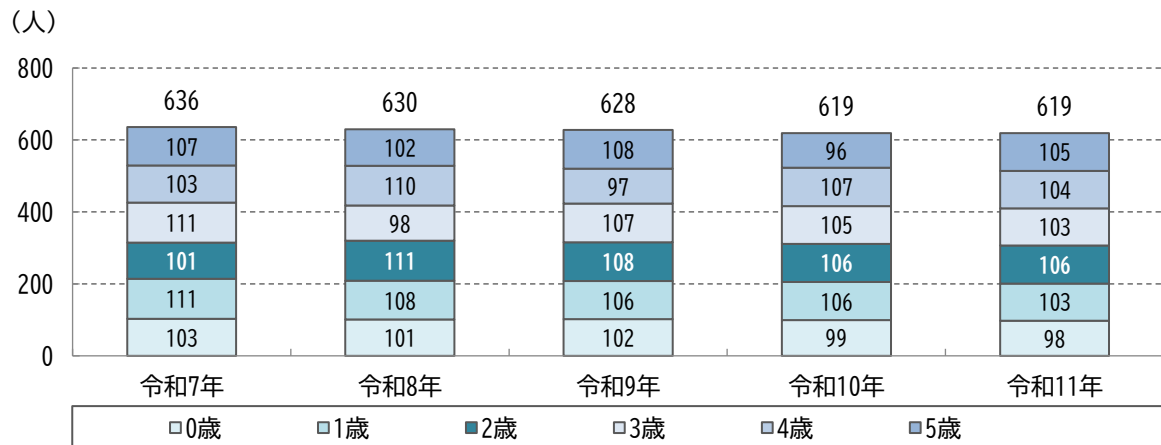
本市では長い間、小学校入学前の一年間を附属幼稚園で過ごすことが慣例となっていました。近年では学区、居住地区にとらわれず、近隣地区の施設を選択する保護者が増えています。こうしたことから今後の施設整備の方向性を検討するうえで、従来までの8町を単位とした地区で考えるのではなく、市全体を北部、西部、南部、東部の4つの地区に分けて検討していくものとします。

①北部地区（土岐津町・泉町）

■ こども人口(0～5歳)の推計 土岐津町



■ こども人口(0～5歳)の推計 泉町



■ 各施設の築年数等の状況

	建築年 築年数※1	構造	I s 値※2 (耐震指数)	延床面積 (㎡)
土岐津町・泉町				
ときつこども園（私立）	H29 築 8 年	木造 2 階建	適合※3	492.20
花園こども園（私立）	S52 築 48 年	サ－モコン造 2 階建	1.08	925.24
花園あおぞら保育園（私立）	H26 築 11 年	R C 造 4 階建	適合	708.79
土岐津小学校附属幼稚園	S46 築 54 年	R C 造 2 階建	0.98	647.00
みつばこども園	S53 築 47 年	R C 造 2 階建	適合※4	585.00
泉こども園	R5 築 2 年	R C 造 2 階建	適合	1,631.04
泉小学校附属幼稚園	S52 築 48 年	R C 造 平屋建	0.93	736.00
久尻こども園	S55 築 45 年	R C 造 2 階建	0.98	1,039.94
泉西小学校附属幼稚園	S56 築 44 年	R C 造 平屋建	適合	569.00

※1 築年数については、建築年の1月1日を起点に算出しています。

※2 新耐震基準施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断した値。I s 値 0.6 未満は「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある」とされる。

※3 ときつこども園(私立)は平成 25 年度に耐震補強工事、平成 29 年度に増改築済み

※4 みつばこども園は平成 28 年度に耐震補強工事済み

資料：こども家庭課

■ 現状・課題

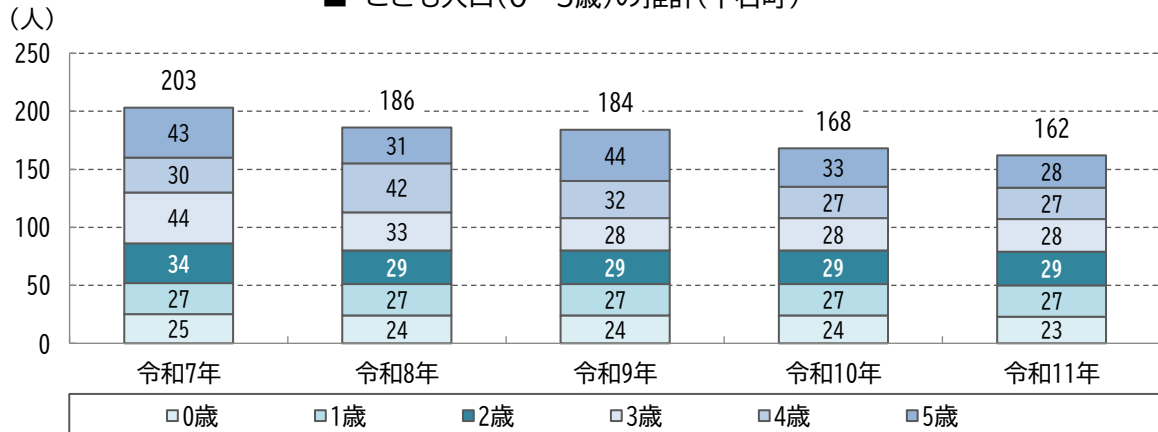
- 施設の老朽化が進んでいたいずみ保育園を建て替え、泉こども園を設置しました。
- みつば保育園と久尻保育園を認定こども園化することで、保護者の就労等の保育の必要性の有無にかかわらず、3歳以上児が園を利用できるようになりました。
- 市内で唯一、公立園と私立園が混在している地区であり、今後の少子化を見据え、中長期的な視点で園の維持管理を検討していく必要があります。

■ 今後の方向性

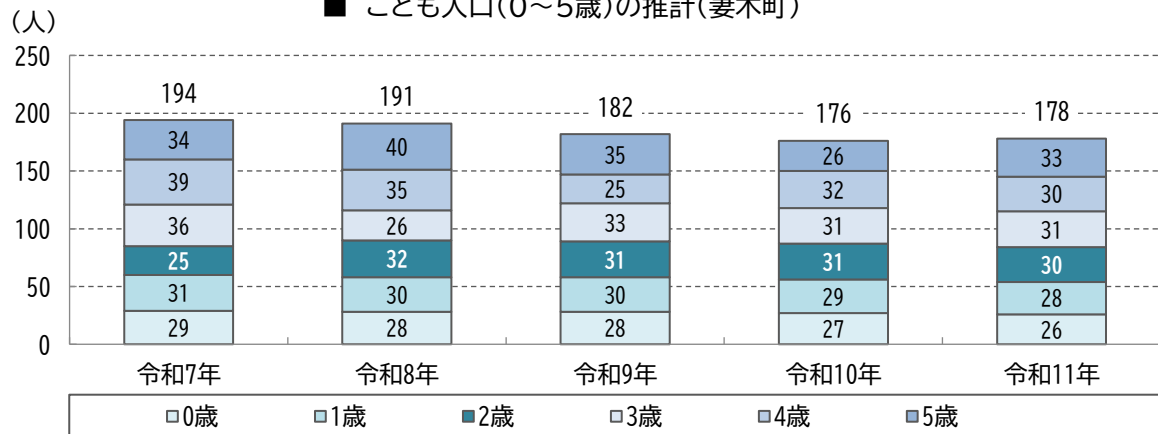
計画的で効率的な維持保全に努めるとともに、公立園については、統合する枠組みや新たに設置しようとする認定こども園の設置場所や設置数を検討していきます。

②西部地区（下石町・妻木町）

■ こども人口(0～5歳)の推計(下石町)



■ こども人口(0～5歳)の推計(妻木町)



■ 各施設の築年数等の状況

	建築年 築年数	構造	I s 値 (耐震指数)	延床面積 (㎡)
下石町・妻木町				
西部こども園	H31 築6年	鉄骨 平屋建	適合	1,985.28
妻木こども園	H15 築22年	木造 平屋建	適合	947.75

資料：こども家庭課

■ 現状・課題

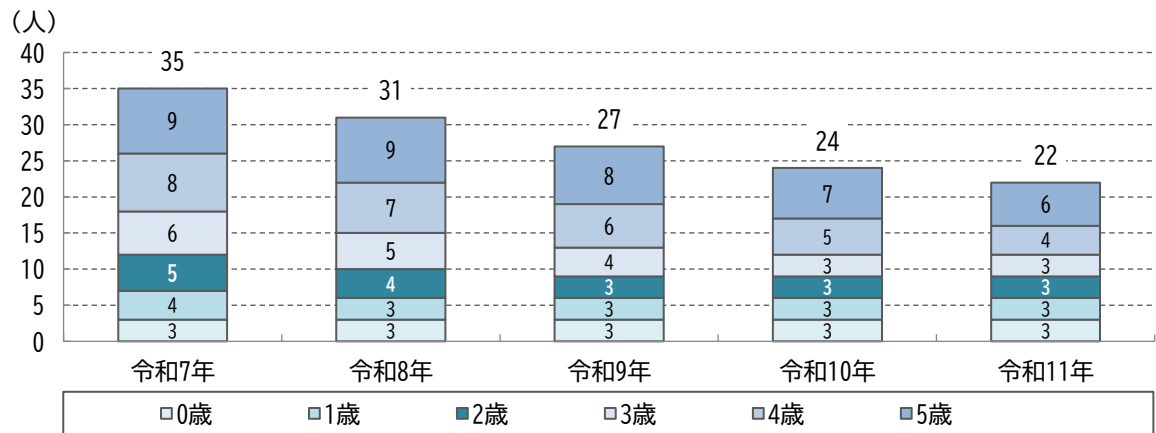
○施設管理や職員配置の効率化を図るために、下石地区においては、下石保育園、山神保育園、下石小学校附属幼稚園を統合して、西部こども園を新設しました。妻木地区においては、つまぎ保育園と妻木小学校附属幼稚園を統合し、妻木こども園を開園しました。

■ 今後の方向性

今後のこども人口の推移を注視しながら、建物の計画的で効率的な維持保全に努めるとともに、使用年数の延長に努めます。

③南部地区（鶴里町・曾木町）

■ こども人口(0～5歳)の推計(鶴里町・曾木町)



■ 各施設の築年数等の状況

	建築年 築年数	構造	I s 値 (耐震指数)	延床面積 (㎡)
鶴里町・曾木町				
濃南こども園	S56 築 44 年	R C 造 平屋建	1.52	615.99

資料：こども家庭課

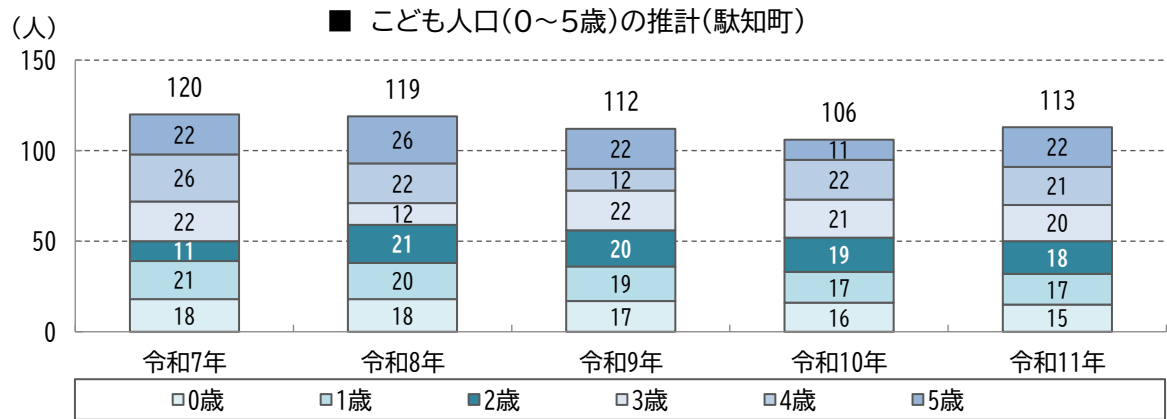
■ 現状・課題

○保育の必要がないこどもを受け入れるために、のうなん保育園を認定こども園化し、濃南こども園を開園しました。

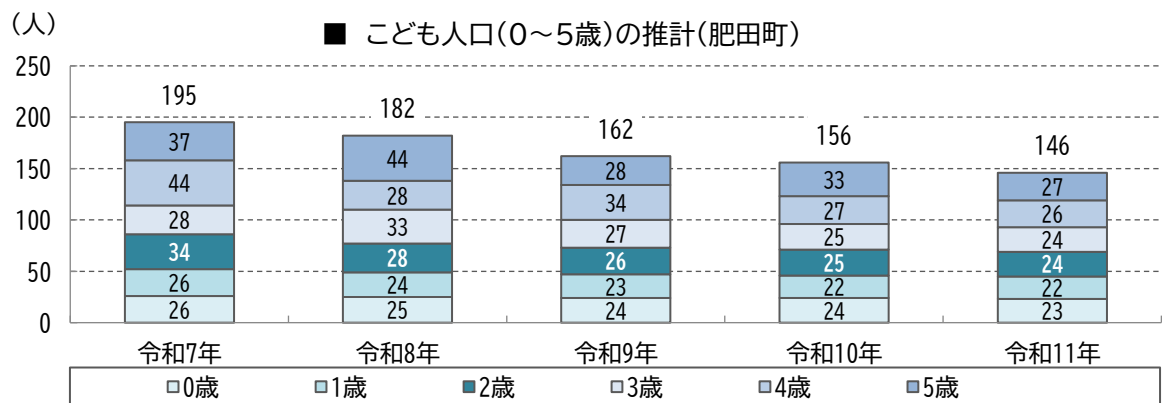
■ 今後の方向性

今後のこども人口の推移を注視しながら、建物の計画的で効率的な維持保全に努めるとともに、使用年数の延長に努めます。

④東部地区（駄知町・肥田町）



資料：コーホート変化率法にて算出



資料：コーホート変化率法にて算出

■ 各施設の築年数等の状況

	建築年 築年数	構造	I s 値 (耐震指数)	延床面積 (㎡)
駄知町・肥田町				
みなみこども園	S42 築 58 年	サーモコン造 平屋建	1.26	712.25
駄知小学校附属幼稚園	S52 築 48 年	R C 造 平屋建	0.81	921.00
肥田こども園	H2 築 35 年	R C 造 2階建	適合	1,117.83

資料：こども家庭課

■ 現状・課題

○みなみ保育園を認定こども園化することで、保護者の就労等の保育の必要性の有無にかかわらず、3歳以上児が園を利用できるようになりました。

○みなみこども園は市内で一番築年数が古く、建物の老朽化が進んでいます。

○肥田地区においては、ひだ保育園と肥田小学校附属幼稚園を統合し、肥田こども園を開園しました。

■ 今後の方向性

みなみこども園と駄知小学校附属幼稚園を統合し、令和8年度に認定こども園の設置を目指します。

3 児童館・児童センターについて

(1) 児童館・児童センターとは

児童館は児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。

児童センターは児童館の機能に加え、運動を主とする遊びを通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有する施設のことをいいます。

また、建物の広さも児童館は原則 217.6 m²以上であるのに対し、児童センターは原則 336.6 m²以上必要となります。

(2) 施設概要

5 施設のうち、平成 5 年に建築した肥田児童センターが最も新しい施設です。

また、西部児童センターは肥田児童センターに次いで新しく、敷地は最も広い施設となっています。

土岐津児童館、泉児童館は建設後 50 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

■ 各施設の築年数等の状況

	建築年 築年数	構造	I s 値 (耐震指数)	延床面積 (m ²)
土岐津児童館	S45 築 55 年	サ－モコン造 平屋建	1.58	231.22
西部児童センター※	H3 築 34 年	R C 造	適合	416.51
駄知児童センター	S54 築 46 年	R C 造 平屋建	2.16	314.60
肥田児童センター	H5 築 32 年	R C 造 平屋建	適合	320.00
泉児童館	S46 築 54 年	サ－モコン造 平屋建	1.65	230.99

※西部児童センターは、総合福祉センターウエルフェア土岐 2 階に設置しています。

資料：こども家庭課

(3)利用状況

児童館・児童センターの利用者数は、コロナ禍により令和2年度に激減しておりますが、以降は回復傾向にあります。

施設別にみると、西部児童センター、駄知児童センター、肥田児童センターはコロナ禍以前の令和元年度の水準まで回復してきましたが、土岐津児童館、泉児童館は少しずつ回復しているものの、以前ほどの利用は無い状況です。

■ 児童館・児童センター利用者数の推移

単位：人

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	年間 延べ 利用者	一日 平均	年間 延べ 利用者	一日 平均	年間 延べ 利用者	一日 平均	年間 延べ 利用者	一日 平均	年間 延べ 利用者	一日 平均
土岐津 児童館	16,024	55.3	5,000	17.2	7,608	30.9	9,781	33.4	10,767	36.7
西部児童 センター	14,213	49.2	5,806	20.1	8,632	33.2	11,012	37.6	12,741	43.5
妻木児童館	5,602	19.4	1,360	4.7						
駄知児童 センター	7,729	26.7	2,909	10.1	3,588	13.8	6,559	22.4	6,633	22.6
肥田児童 センター	10,071	34.8	5,572	19.3	7,577	29.1	9,700	33.1	10,389	35.5
泉 児童館	11,260	39.0	3,470	12.0	4,121	15.9	6,426	23.5	7,516	25.7
合 計	64,899	37.4	24,117	13.9	31,526	24.6	43,478	30.1	48,046	32.8

資料：こども家庭課

(4)現状・課題と今後の方向性

■ 現状・課題

土岐市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化が進んでいた妻木児童館を令和3年に廃止し、その機能を西部児童センターに集約しました。

市内には現在5か所の児童館・児童センターがあり、近年のコロナ禍による利用者数の減を加味しても、減少傾向にあります。また、土岐津児童館と泉児童館は建設後50年を超え老朽化が進んでおり、今後の施設の維持管理、適正配置が課題となっています。

■ 今後の方向性

今後の利用者数の推移を注視しながら、建物や設備等の機能・性能維持に努めるとともに、他の公共施設との複合化や集約化について検討します。



第7章

計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていく必要があります。

(1)多様な主体との連携による推進

本計画はさまざまな分野での関わりが必要であり、家庭や地域をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業所、学校、その他関係機関・団体との連携を図りながら計画を推進します。

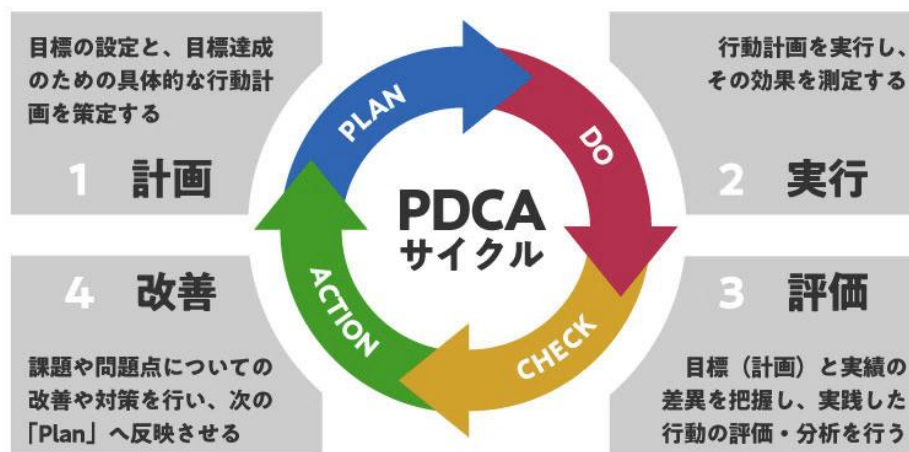
(2)情報提供・計画の周知

広報紙やホームページ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

2 計画進捗・評価

計画の実効性を高めるために、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、計画の推進を図ります。

また、本計画では各年における量の見込みと確保の内容について記載しており、土岐市子ども・子育て会議を毎年度開催し、計画通りの見込みと確保のバランスがとれているかの点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。





資料編

資料編

1 土岐市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、土岐市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 行政関係者
- (4) 公募により選出された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の運営)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。

2 土岐市子ども・子育て会議委員等名簿

(1) 令和5年度

【敬称略】

氏 名	所属等	備考
飯田 明子	土岐市立保育園・こども園園長会	
小栗 潔子	認可外保育施設	
加藤 隆浩	私立保育園代表	
河地 敦子	土岐市小中学校校長会	
鷺見 政人	社会福祉法人土岐市社会福祉協議会	
知原 勝成	土岐市幼稚園・こども園長会	
塚本 法子	土岐市保育園保護者連合会	
戸松 陽子	主任児童委員	
中島 冴加	公募委員	
早川 恭恵	土岐市立幼稚園PTA連絡協議会	
福富 泰岳	私立保育園代表	
正村 結喜子	土岐市PTA連合会	
松崎 多恵子	公募委員	
山田 利彦	前中京学院大学中京短期大学部特任教授	会長

(五十音順)

(2) 令和6年度

【敬称略】

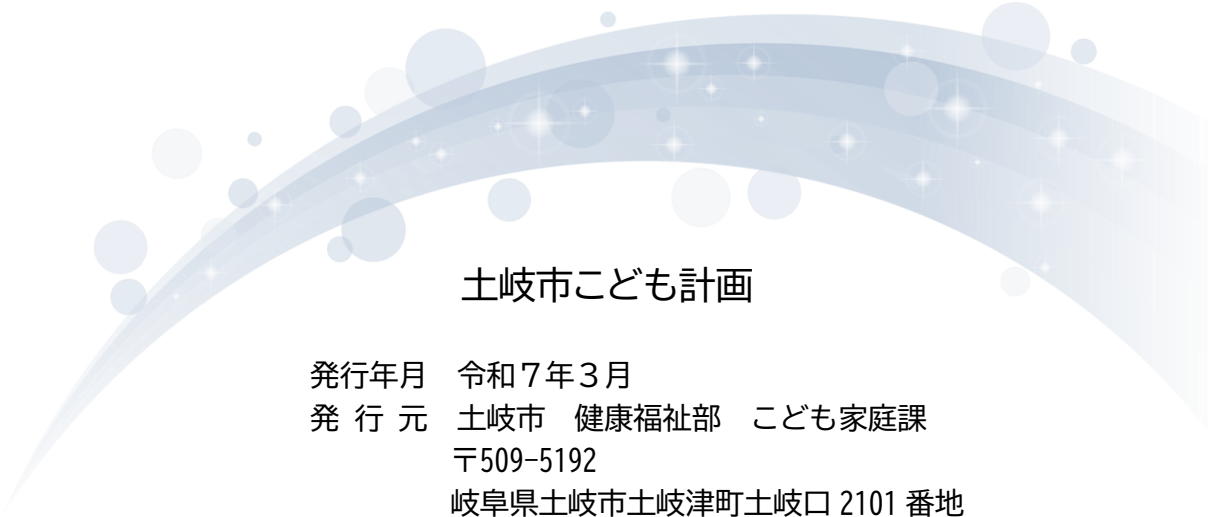
氏 名	所属等	備考
小栗 潔子	認可外保育施設	
加藤 香奈	土岐市妻木こども園保護者会	
加藤 隆浩	私立保育園代表	
加藤 千草※	土岐市幼稚園・こども園長会	
古林 真紀子	土岐市・瑞浪市こども福祉ネットワーク	
後藤 淳※	土岐市小中学校校長会	
穴戸 乃梨子※	土岐市PTA連合会	
鷺見 政人	社会福祉法人土岐市社会福祉協議会	
戸松 陽子	主任児童委員	
中島 冴加	公募委員	
福富 泰岳	私立保育園代表	
松崎 多恵子	公募委員	
山田 利彦	前中京学院大学中京短期大学部特任教授	会長

(五十音順)

※役員の交代に伴う新委員

3 策定経過

年月日	内容
令和6年2月22日	第26回土岐市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保の内容の変更について ・子ども・子育て支援事業計画の子育て関連施策の変更について ・こども計画のアンケート（案）について
令和6年3月から5月	アンケート調査の実施
令和6年6月24日	第27回土岐市子ども・子育て会議 ・第2期土岐市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況について ・こども計画策定にかかるアンケート調査結果について ・公立保育園・幼稚園の認定こども園化について
令和6年10月22日	第28回土岐市子ども・子育て会議 ・土岐市こども計画策定の進捗状況について ①1章 計画の基本的な考え方、2章 こども子育てを取り巻く現状 ②3章 計画の基本理念 ③4章 子育て関連施策の展開
令和6年12月20日	第29回土岐市子ども・子育て会議 ・土岐市こども計画策定の進捗状況について ①前回会議からの修正・変更事項【報告】 ②第5章 量の見込みと確保方策について ③第6章 教育・保育施設、子育て支援施設の整備について ・地域型小規模保育事業所の新設について
令和6年12月27日～ 令和7年1月17日	パブリックコメント実施
令和7年2月6日	第30回土岐市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・土岐市こども計画の最終案について ①前回会議からの修正・変更事項【報告】 ②土岐市こども計画の概要版について



土岐市こども計画

発行年月 令和7年3月

発行元 土岐市 健康福祉部 こども家庭課
〒509-5192

岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

TEL 0572-54-1111 FAX 0572-54-7062

URL <https://www.city.toki.lg.jp/>

